

長和町高齢者プラン

長和町高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



長 和 町

**住み慣れた地域で支え合い
自分らしく安心して暮らし続けられる
地域社会の実現を目指して**



～～ 一人も取り残さない福祉のまちづくりの実現 ～～

介護保険制度は、平成12年（2000年）4月に創設され、この間、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してまいりました。

令和7年（2025年）には、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。

このような超高齢社会の現状を踏まえ、第9期介護保険事業計画において、高齢になっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域においてできる限り暮らし続けたいという共通の願いを実現させるため、安心して暮らせるまちづくりの推進、いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できるくらしができるよう、施策について計画をさせていただきました。

『住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現』を目指して、これまでの計画を踏襲しつつ、本計画を実現していくために、町民皆さまや関係諸団体と協働・連携しながら事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画を策定するにあたりご尽力賜りました計画策定委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただいた全ての皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

長和町長 羽田 健一郎

～ 目 次 ～



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の性格及び法的位置づけ	2
第4節 他の計画との関係について	2

第2章 長和町の現状と課題

第1節 人口の現状と推移	4
第2節 要介護（要支援）認定者の現状と推移	6
第3節 介護保険事業の状況	11
第4節 地域のサービス資源（基盤）の現状	14
第5節 高齢者の実態調査等の結果の概要	15

第3章 第8期計画の進捗と評価・課題

第1節 第8期介護保険事業計画の達成状況	19
----------------------	-------	----

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本目標	22
第2節 施策の体系	23
第3節 日常生活圏域について	24
第4節 計画策定に向けた取り組み及び点検体制	24



各論

第5章 みんなで支え合い助け合うまちづくり

第1節	地域包括ケアシステムの推進	27
第2節	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	27
第3節	在宅医療・介護連携の推進	30
第4節	認知症施策の推進	31
第5節	権利擁護の推進	33
第6節	地域ケア会議の推進	36
第7節	日常生活を支援する体制の整備	37
第8節	高齢者の住まいの安定的な確保	37

第6章 安心して暮らせるまちづくりの推進

第1節	地域支援事業の推進	38
第2節	安心・安全のまちづくり	40
第3節	災害と感染症対策に係る体制整備	42

第7章 いきいき活動し、健康長寿の喜びを実感できる暮らし

第1節	健康づくりの推進	
1.	健康増進事業	44
第2節	生きがいづくりの推進	
1.	生涯学習の推進	50
2.	グループ・サークル活動、スポーツ活動の支援	52
3.	高齢者の就労の促進	53
4.	ボランティア活動の支援	54
5.	シニアクラブ活動の支援	55
6.	敬老祝賀事業の実施	56
7.	社会福祉協議会事業	57

第8章 持続可能な介護サービス運営体制の整備

第1節 介護保険給付費等の推計について	58
第2節 高齢者の人口推計	58
第3節 要支援・要介護認定数の推計	59
第4節 介護給付費の見込み	
1. 介護予防サービス給付費の見込	60
2. 介護サービス給付費の見込	61
3. 地域支援事業費の見込	62
4. 標準給付費の見込	62
5. 適正化の見込	63
第5節 介護保険料基準額の設定	
1. 介護給付費、地域支援事業費の財源	64
2. 第1号被保険者保険料	65
3. 保険料基準月額の推移	66
4. 所得段階別の保険料（年額）	67



第9章 資料

1. 長和町老人福祉計画及び介護保険事業計画 策定委員会要綱	69
2. 長和町老人福祉計画及び介護保険事業計画 策定委員名簿	70
3. 高齢者実態調査の結果（概要）	71

総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

現在、我が国は急速な人口減少及び少子高齢化が予想を超えたペースで進んでいます。

長野県の高齢化率は令和5年4月1日現在で32.9%、後期高齢化率は18.8%であり、長和町の高齢化率は、42.7%、後期高齢化率は23.0%と高齢化が進んでおり、今後も、介護が必要となる可能性が特に高い後期高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増えることが見込まれ、高齢者を取り巻く社会はさらに厳しくなると予想されます。

第9期期間中の令和7年（2025年）には、団塊の世代の方々が後期高齢者となり、この年以降は「高齢者人口の増加」に加え「現役世代の急減」という新たな状況に直面することが予想されます。

また、医療・介護双方のニーズを有する85歳以上の人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することも見込まれ、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が65歳を迎え、高齢者人口がピークを迎えます。

こうした状況を踏まえ、国では、「高齢になっても、介護が必要となっても、住み慣れた自宅や地域においてできる限り暮らし続けたい」という共通の願いを実現するため、これまでの計画を踏襲しつつ、5年後、10年後の先を見据え、第8期介護保険事業計画を評価したうえで、第9期介護保険事業計画（以下 第9期計画）では、地域包括ケアシステムを一層推進するとともに長期的な視点をもって、持続可能な高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取り組みなどの見直しを行うものです。

第2節 計画の期間

令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年計画です。

なお、本計画は、団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けた中長期的な推計等も見据えながら策定しています。

第3節 計画の性格及び法的位置づけ

本計画は、高齢者福祉計画（老人福祉計画）と介護保険事業計画として総合的かつ一体的に策定します。

これまでの計画と同様に、これらの2つの計画を一体化させ、高齢者の福祉及び介護等に関する総合的な計画とします。

1 高齢者福祉計画

高齢者（老人）福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定により策定するもので、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として、長寿社会にふさわしい高齢者福祉をいかに構築するかという課題に対して、基本目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを主な趣旨とする計画です。

2 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により策定するもので、国で定める基本指針に即して、介護保険法の基本理念を踏まえ、要介護者等に対して提供が必要な介護サービス量等を定めるほか、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域支援事業の事業量及び費用を定めるものです。

この計画は、3年ごとに見直しを行い、設定された3年間のサービス量をもとに第1号被保険者の介護保険料を算定します。

第4節 他の計画との関係について

計画策定にあたっては、「長和町総合計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた取組、及び自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組等を推進させるために「長和町地域福祉計画」、「長和町障がい者福祉計画」、「長和町障がい福祉計画」、「長和町障がい児福祉計画」、「長和町保健事業実施計画」、「長和町健康増進計画」、その他諸計画との整合、連携を図りながら、高齢者の住みよい社会の構築を目指します。

また、県の令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の「第9期長野県高齢者プラン（長野県老人福祉計画・第9期介護保険事業支援計画）」等との整合を図ります。

「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030 アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）から構成されています。「地球上の誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、全世界共通の目標として、「経済」、「社会」、「環境」の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

このSDGsという世界共通のものさしを導入し、町の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、町の施策にSDGsのグローバルな課題解決を目指す目標を関連付け、持続可能な都市経営に努めることとしています。

SDGsは、開発途上国から先進国まで、全ての国が取り組む共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指しています。目標3の「すべての人に健康と福祉を」や目標11の「住み続けられるまちづくりを」などの課題に向けた取組は、本計画の基本理念につながるものです。

このため、高齢者がいきいきと安心して暮らせるための施策を推進するため、SDGsを施策の実現に向けた方向性としてとらえるとともに、それぞれの分野間で目的を共有化し、町民・NPO・企業などの幅広い関係者との協働・連携により施策を推進し、「ともに支え合い、高齢者が『健幸』でいきいきと安心して生活できる地域社会の実現」を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 長和町の現状と課題

第1節 人口の現状と推移

令和5年（2023年）10月1日現在において、長和町の人口は外国人を含め5,634人となっています。人口を年齢別・男女別でみると、高齢者が多く、年齢が下がるにつれて人口の少なくなる典型的なつぼ型をとっており、この傾向は年々強まっています。そして、最も人口の多い年代は男女ともに70-74歳であり、次いで60歳代であることから、令和5年（2023年）10月1日現在、長和町の高齢者人口はピークを迎えていることがうかがえます。（図1）

長和町の高齢化率は令和4年度（2022年度）において42.8%となり、全国平均の28.8%、長野県平均の32.5%を大きく上回っています。極端な変動はありませんが、全国平均及び長野県平均と同様に緩やかに増加していています。（図2）

世帯数の面でみると、長和町の総世帯数は現状緩やかな減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）においては2,629世帯となっています。一方、総世帯に占める高齢者のみの世帯（単独世帯・その他高齢者のみの世帯）は増加しており、全体世帯数からみた高齢者世帯割合は緩やかな増加を続けています。（図3）

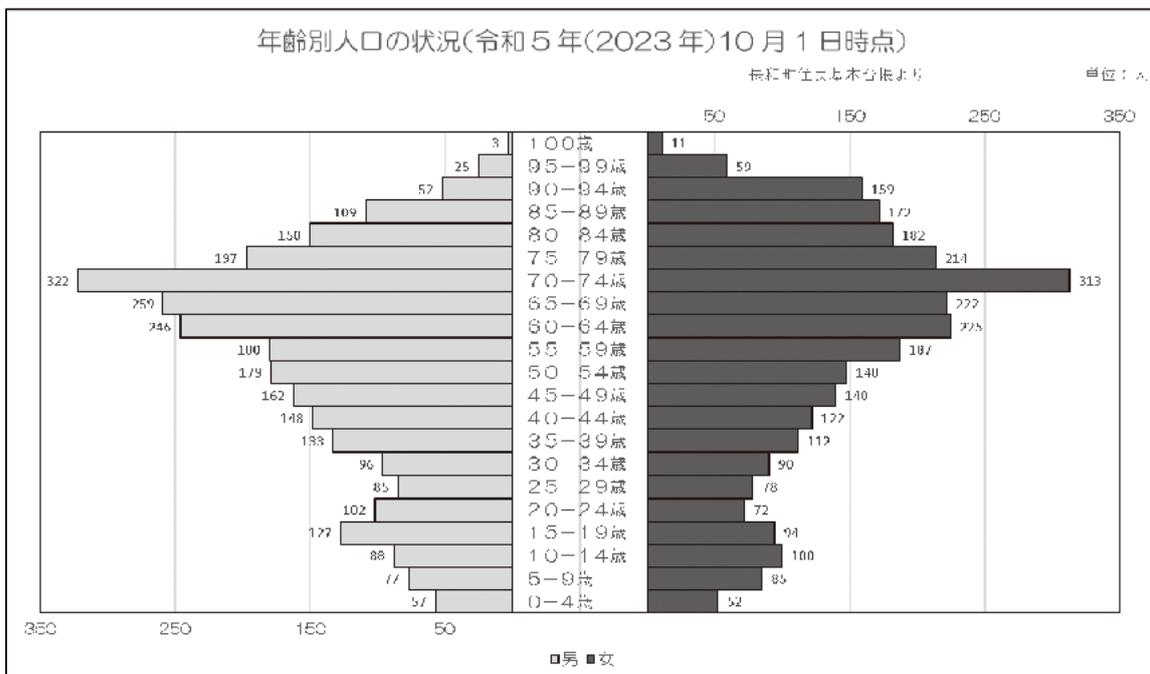


図1

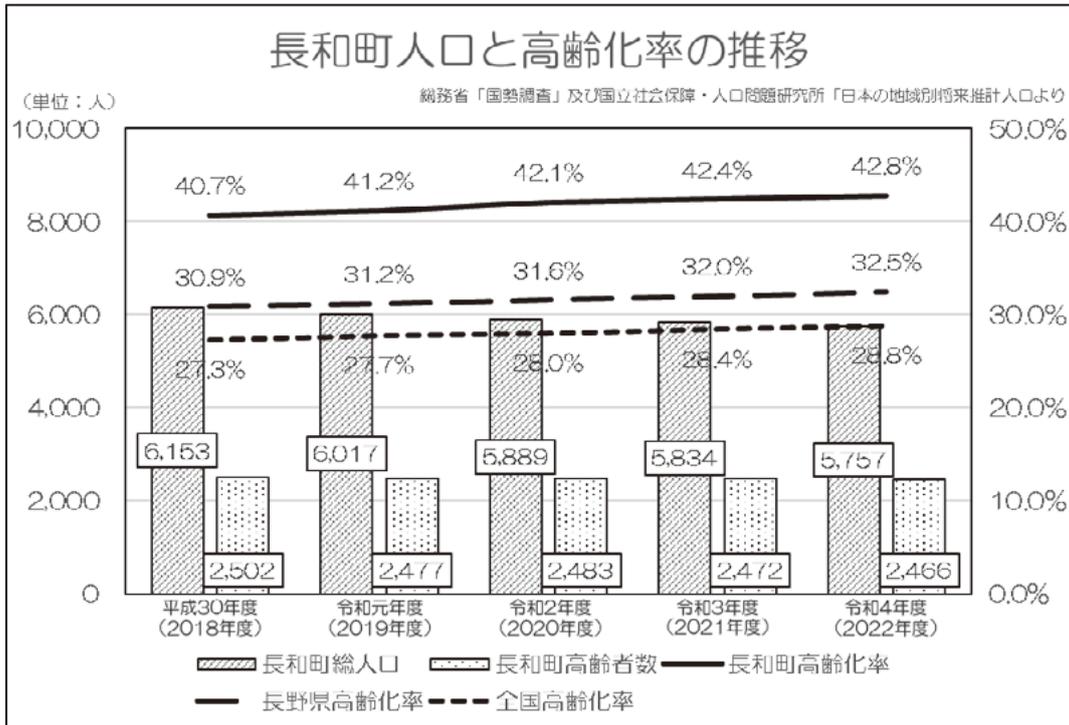


図 2

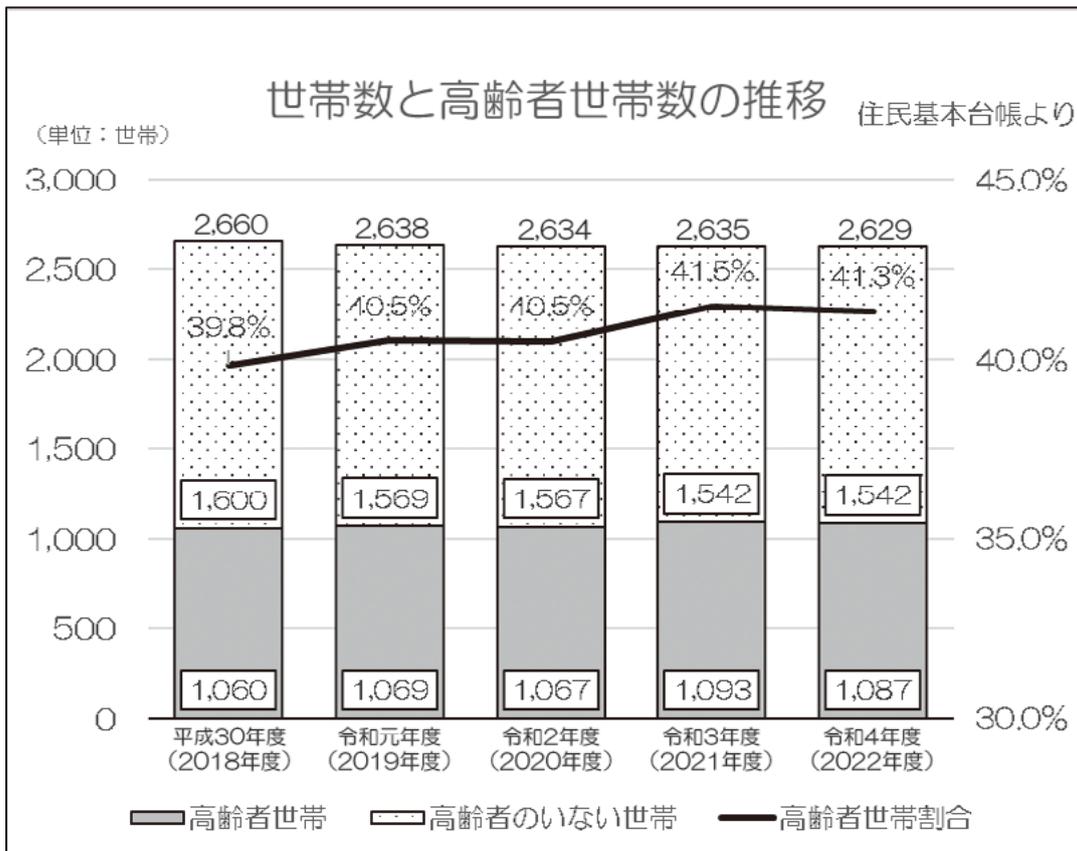


図 3

第2節 要介護（要支援）認定者の現状と推移

平成12年（2000年）に社会全体で高齢者を支える仕組みとして介護保険制度が創設され20年以上が経過し、また、平成29年（2017年）1月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下 総合事業）が加わり、高齢者の生活を支える重要な社会保障制度として定着しています。

これらの介護保険サービスを受ける要介護（要支援）認定者数は、平成29年度（2017年度）の565人をピークに減少しています。（図4）認定率（第一号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、これまで21～22%台と高値に推移してきましたが、令和元年度（2019年度）より減少傾向にあります。県平均と比較すると、依然高値ではありますが、平成30年度（2018年度）よりリハビリ専門職との連携を強化するなど、介護予防啓発事業の充実を図ってきた成果とも推察されます。（図5）

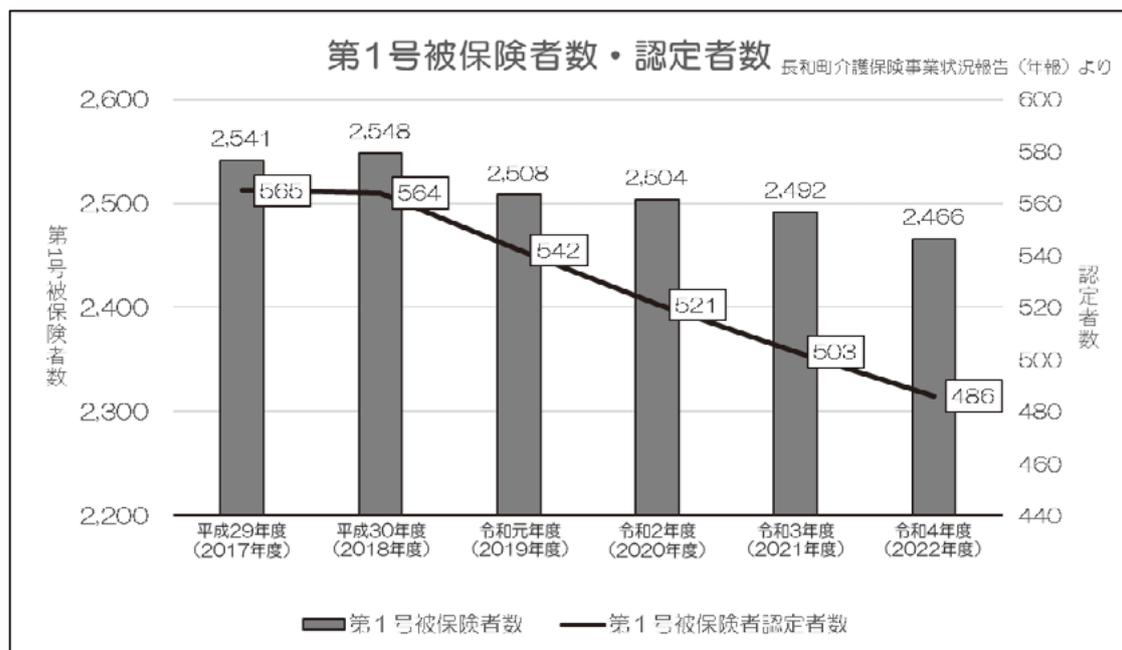


図4

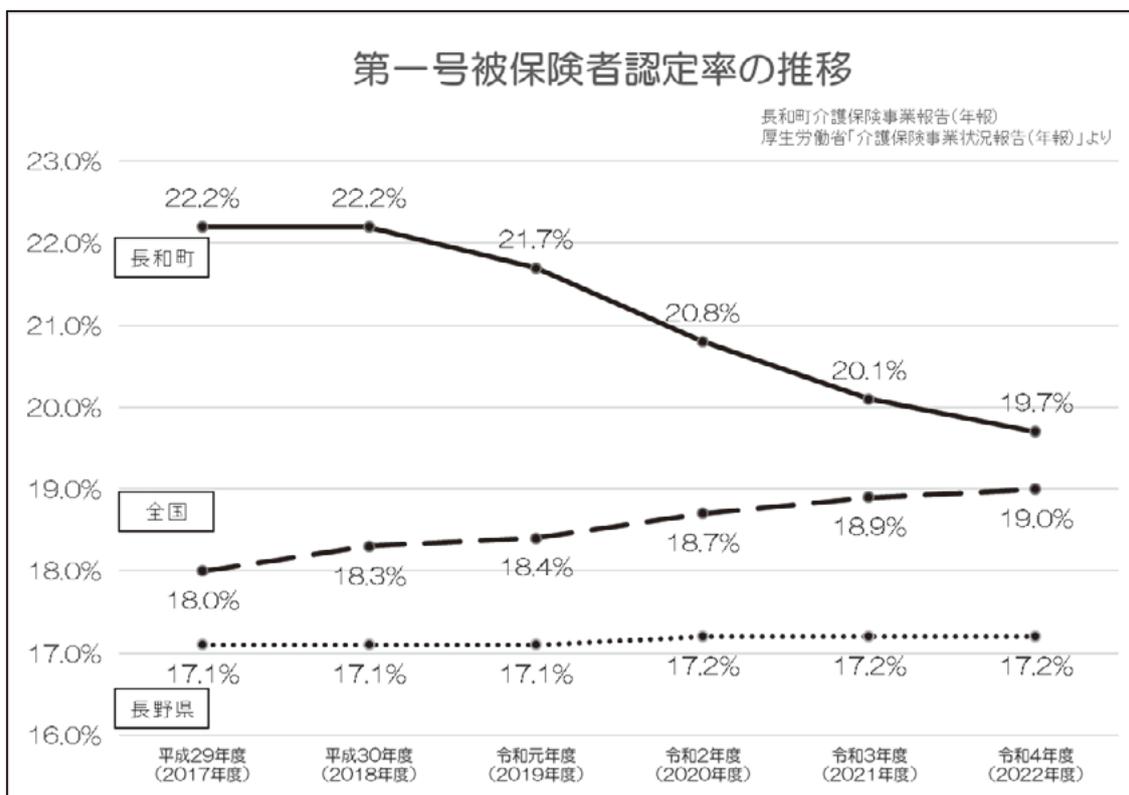


図5

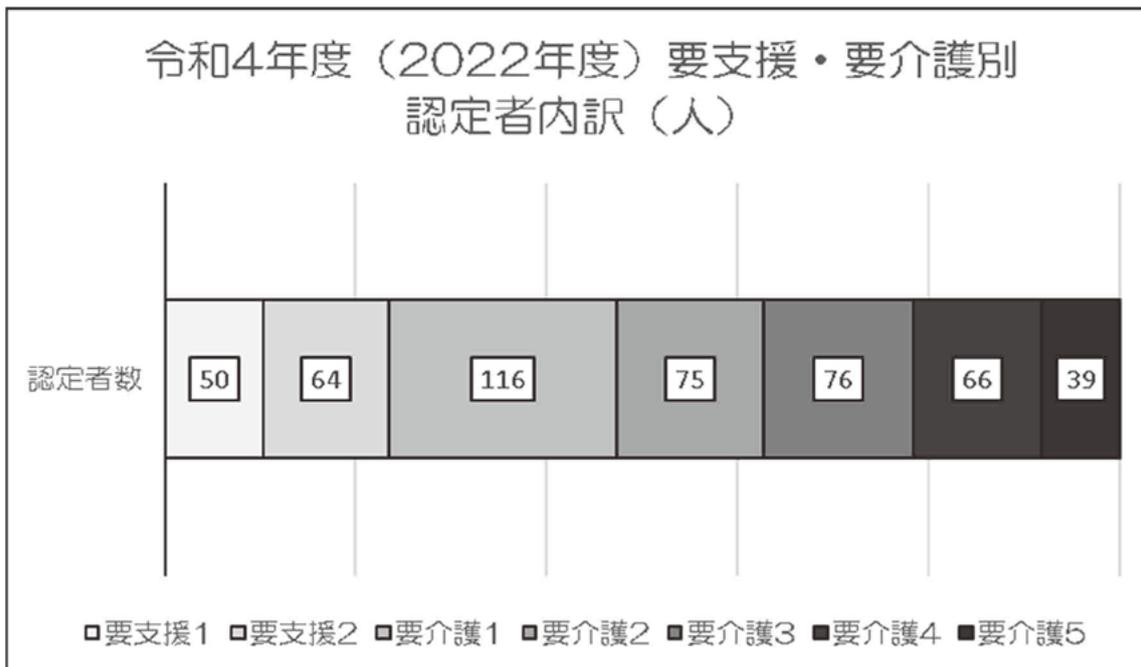


図6

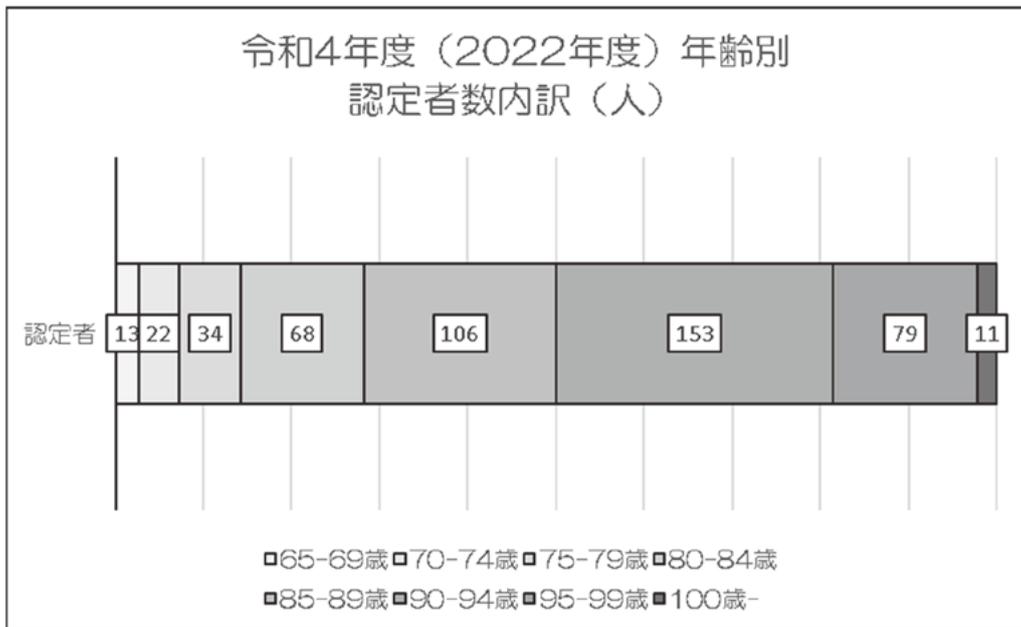


図7

認定申請の状況では、新規申請が全体の約23%、更新申請が約55%、区分変更が約22%となっています。昨今、高齢に伴う心身の状態の変化や、入院等急な状態変化に伴っての区分変更が増加傾向にあります。

新規の認定者は、軽度（要支援1～要介護1）の認定者が全体の6割以上を占め、80歳以上が7割以上となっています。（表1、図8、表2、図9）

疾患は、整形外科領域の疾患（関節疾患、骨折）が26%と最多となっています。（図10）要介護状態を防ぐうえで運動機能の低下を予防する取り組みが重要であることを示しています。



表1 新規申請者の推移 介護度（人）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
非該当	0	0	0	1	0
要支援1	27	26	14	13	17
要支援2	15	17	17	19	17
要介護1	37	24	19	24	27
要介護2	9	11	8	8	17
要介護3	4	7	4	9	4
要介護4	8	5	8	8	10
要介護5	4	5	5	3	4
計	104	95	75	85	96

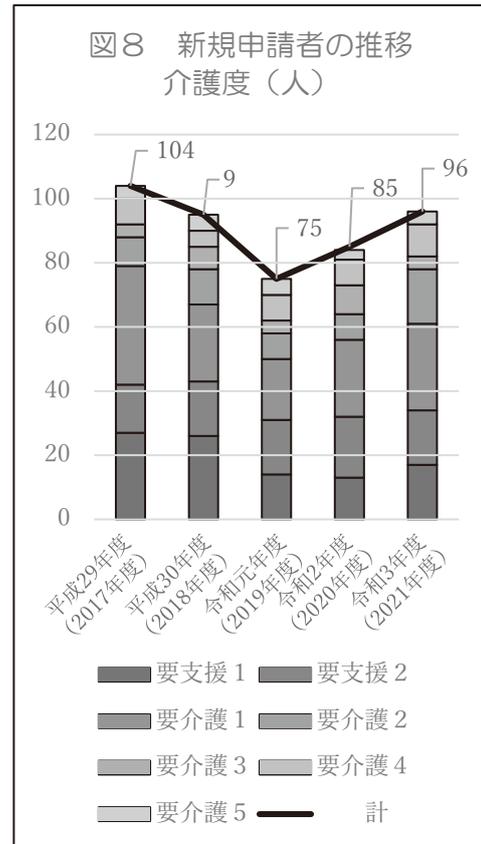


表2 新規申請者の推移 年齢（人）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
～64歳	2	1	1	4	4
65～69歳	3	5	1	1	4
70歳代	12	18	20	18	16
80歳代	51	39	31	40	49
90歳以上	36	32	22	22	23
平均年齢（歳）	85.8	84.5	84.4	83.4	83.9

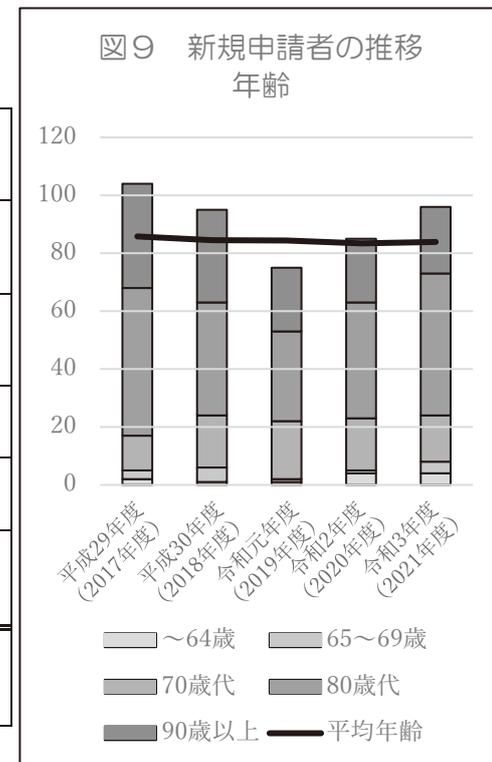
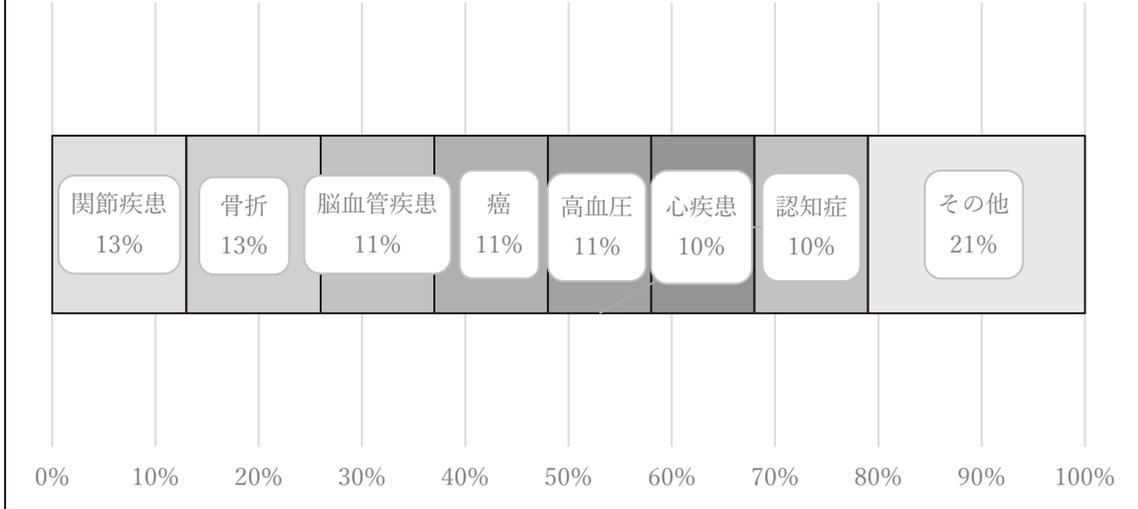


図10 新規認定者の疾患



平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）に新規に認定を受けた456人の主治医意見書の筆頭疾患名（図10）

表3 総合事業対象者の推移

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
人数	33人	25人	27人	35人	38人



第3節 介護保険事業の状況

平成12年（2000年）より介護保険制度が開始されて以降、制度の定着・利用サービスの充実等により、給付額は年々増加傾向にありましたが、昨今の新型コロナウイルス蔓延による利用控え等の影響で、第8期計画（2021年度～2023年度）は計画通りあるいは減少をしました。

令和2年度（2020年度）のサービスにかかる給付費は902,261,374円でしたが、令和4年度（2022年度）は872,243,572円となり、30,017,802円の減となりました。

（図11）しかし、令和5年（2023年）5月より新型コロナウイルス5類移行に伴い、今後の給付費の増加が懸念されます。

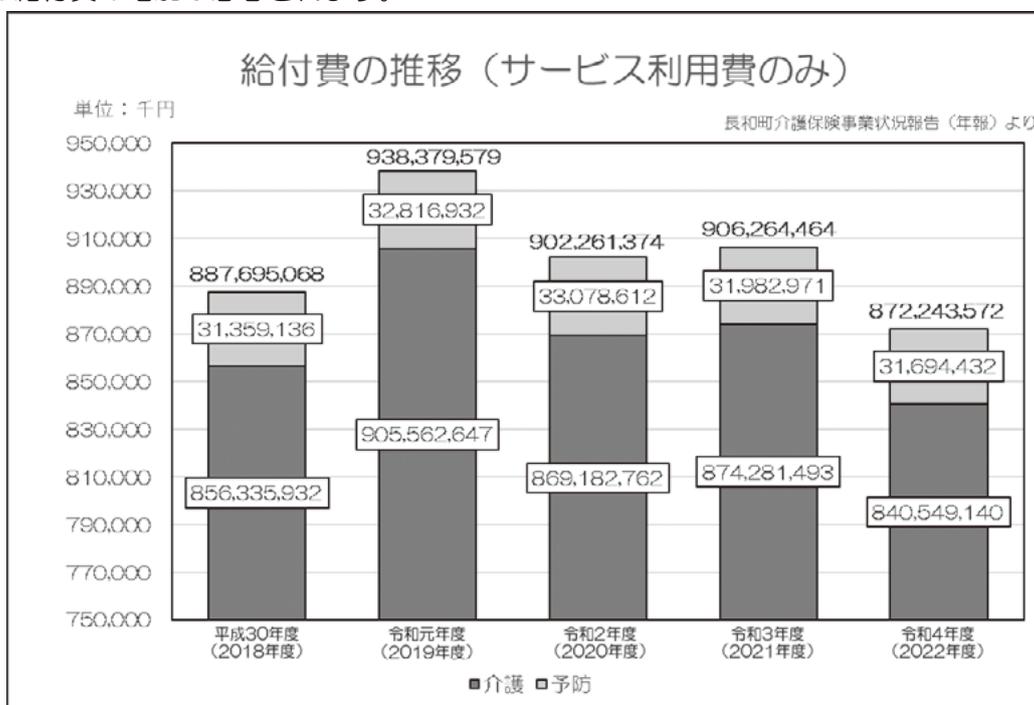


図 11

1. 居宅介護（介護予防）サービス

介護保険制度が始まって以来、介護給付費を構成する要素のうち最も給付費の多いサービスで、住み慣れた地域で自立した生活を続けるための重要なサービスとなっています。

サービス給付費について、令和2年度（2020年度）は435,650,091円、令和3年度（2021年度）は444,792,097円に増加、令和4年度（2022年度）では、388,674,174円と減少しています。一方で、短期入所療養介護（老健）については令和2年度（2020年度）29,957,049円、令和3年度（2021年度）33,346,010円、令和4年度（2022年度）41,330,217円と増加しているサービスもあります。

(単位：円)

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
訪問介護	49,218,626	43,019,468	33,521,713
訪問入浴介護	2,304,990	3,945,580	2,477,075
訪問看護	24,623,502	28,660,812	25,983,570
訪問リハビリテーション	11,640,549	12,781,470	10,723,685
居宅療養管理指導	3,276,913	3,275,630	3,046,597
通所介護	87,319,975	85,861,810	68,665,116
通所リハビリテーション	56,293,393	61,494,030	55,538,484
短期入所生活介護	13,502,112	15,025,460	10,299,340
短期入所療養介護(老健)	29,957,049	33,346,010	41,330,217
短期入所療養介護(病院)	459,666	34,570	0
福祉用具貸与	29,509,726	30,532,860	27,838,848
特定福祉用具購入	872,860	1,261,840	1,030,073
住宅改修	1,520,971	1,298,343	1,044,720
特定施設入居者生活介護	78,561,864	77,711,663	60,711,641
居宅介護支援費	46,587,895	46,542,551	46,463,095
居宅介護(介護予防)サービス合計	435,650,091	444,792,097	388,674,174
	第8期計画値	390,955,000	392,979,000
	差	53,837,097	△4,304,826

2. 地域密着型介護(介護予防)サービス

地域密着型介護(介護予防)サービスは認知症や一人暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域の中で生活が継続できるようにするためのサービスです。このため、原則として長和町に住所がある方のみが利用できるものです。

町内にある施設では「小規模多機能型居宅介護 大門の家」「グループホーム和田」がこれに該当し、令和2年度(2020年度)にグループホーム和田が新設移転し1床増床となったため、給付費が増加しています。一方で、認知症対応型通所介護については、町内にあった「橋場なごみや」の令和2年度(2020年度)末事業の廃止、特定施設入居者生活介護の利用者の減少により給付費が減少した給付費もあります。

(単位：円)

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
認知症対応型通所介護	2,174,553	117,640	0
小規模多機能型居宅介護	33,201,054	35,818,880	33,391,467
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	32,084,001	38,721,770	33,569,073
地域密着型特定施設入居者生活介護	5,675,121	2,101,810	67,662
地域密着型通所介護	14,484,383	15,074,768	11,692,242
地域密着型介護(介護予防)サービス合計	87,619,112	91,834,868	78,720,444
	第8期計画値	88,233,000	91,804,000
	差	3,601,868	△13,083,556

3. 施設介護サービス

要介護の方が介護保険施設へ入所してサービスを受けた場合に施設介護サービス費が支給されます。介護保険施設とは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、平成 29 年度（2018 年度）より新設された介護医療院の 4 種類の施設に区分されます。

施設介護サービス費は年々増加傾向にあり、令和 3 年度（2021 年度）においては 466,673,313 円となり、前年度と比べると 87,681,142 円増加しています。令和 4 年度（2022 年度）では減少しましたが、令和 2 年度（2020 年度）と比べると 25,856,783 円増加しています。

（単位：円）

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
介護老人福祉施設	207,529,679	246,933,517	204,865,975
介護老人保健施設	154,996,128	186,847,576	167,052,413
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	16,466,364	32,892,220	32,930,566
施設介護サービス費合計	378,992,171	466,673,313	404,848,954
	第 8 期計画値	406,478,000	406,703,000
	差	60,195,313	△ 1,854,046

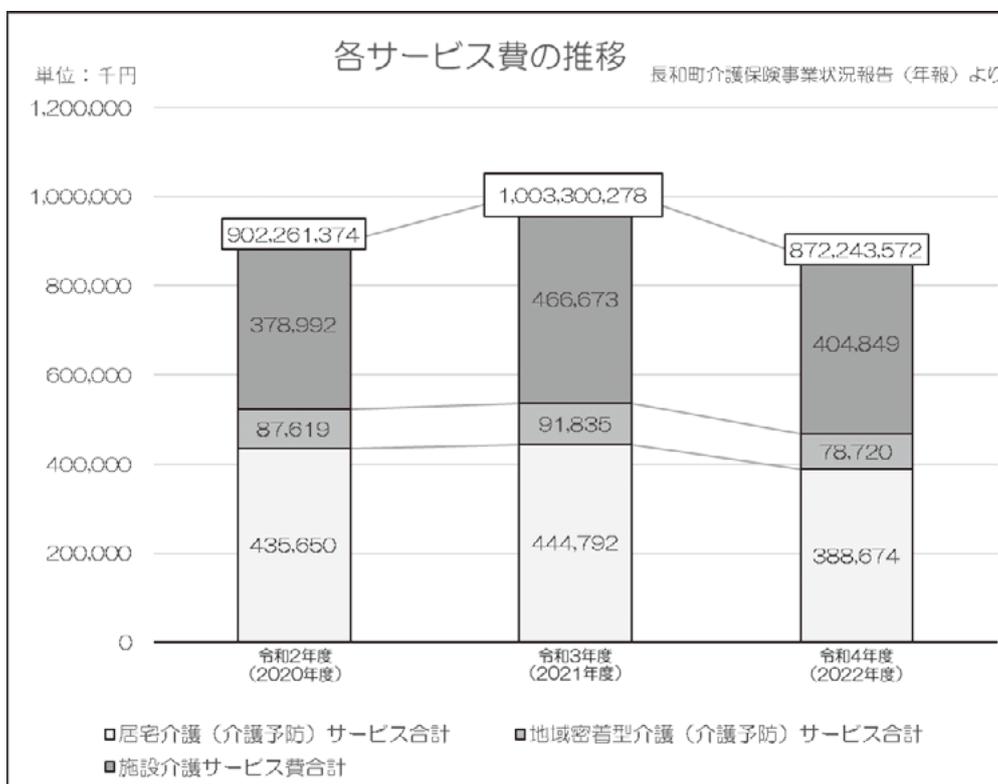


図 12

第4節 地域のサービス資源（基盤）の現状

町では、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるために、在宅でのサービスの推進を図ってきました。

現在、長和町内及び近隣の地域において長和町の要介護（要支援）認定者や総合事業対象者へのサービスを実施している事業所は以下のとおりとなっております。

このサービス資源を最大限活用し、持続可能な制度運営を図るため、ケアプラン点検事業を実施しており、利用者の状況や自立支援に有効なサービス提供がなされるよう努めています。

長和町民の利用の多い介護サービス事業所

事業所名	実施サービス
デイサービスセンター和田	通所介護 おたっしゅ倶楽部（通所型サービスA）
デイサービスセンター長門	通所介護
小規模多機能型居宅介護施設大門の家	（介護予防）小規模多機能型居宅介護 （訪問、通い、泊まりの複合サービス）
グループホーム和田	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
依田窪老人保健施設いこい	介護老人保健施設 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）通所リハビリ （介護予防）訪問リハビリ
依田窪特別養護老人ホームともしび	介護老人福祉施設 （介護予防）短期入所生活介護
国民健康保険 依田窪病院	（介護予防）訪問リハビリ 居宅療養管理指導
ながと歯科診療所	居宅療養管理指導
大沢薬局	居宅療養管理指導
古町薬局	居宅療養管理指導
ヘルパーステーションこすもす	訪問介護
訪問看護ステーションよだくぼ	（介護予防）訪問看護
訪問看護ステーションはる	（介護予防）訪問看護
依田窪病院指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援
依田窪福祉会指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援
長和町地域包括支援センター	居宅介護予防支援

第5節 高齢者の実態調査等の結果の概要

町では本計画を策定するうえでの重要な基礎資料とするため、県の調査とあわせて令和4年（2022年）に高齢者等実態調査を実施いたしました。調査内容等は以下の通りです。

1. 調査の概要

調査種類		対象者	配布・回収方法
高齢者等実態調査	元気高齢者等実態調査	認定を受けていない65歳以上の高齢者で地区と性別を考慮し無作為に抽出した者 対象者：50名	郵送 回収については各支所窓口でも対応
	居宅要支援・要介護認定者等実態調査	要支援・要介護認定を受けていて施設に入所（入居）していない者 対象者：329名	郵送 回収については各支所窓口でも対応

2. 回収結果

調査種類	配布数	回収数	回収率
元気高齢者等実態調査	50	36	72.0%
居宅要支援・要介護認定者等実態調査	329	175	53.1%

3. 調査結果の活用

元気高齢者等実態調査及び居宅要支援・要介護認定者等実態調査は、「自身のことや家族のこと」、「健康の状態」、「日常生活」、「社会参加」、「介護サービス」などについて両調査とも同様の質問を主に設定し回答いただきました。

回答結果については、本計画に掲載をし、現状や要望を把握する資料として活用するとともに、町が作成するほかの関連系計画への活用や広報誌への掲載など、機会を捉えて活用してまいります。

また、上田地域の広域的な介護保険制度のあり方を検討するために必要となった場合は、資料として活用させていただきます。

4. 調査結果（抜粋）

① = 元気高齢者等実態調査の結果
(回答者数36人)

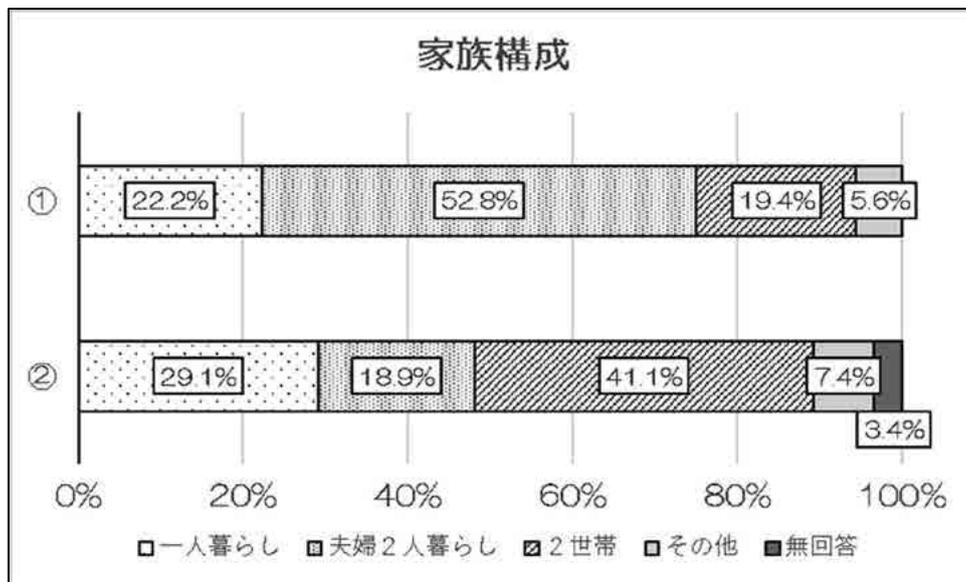
② = 居宅要支援・要介護認定者等実態調査の結果
(回答者数175人)

次のページから調査結果については、①が元気高齢者等実態調査の結果、②が居宅要支援・要介護認定者等実態調査結果を表しています。

(質問1) 家族構成について教えてください

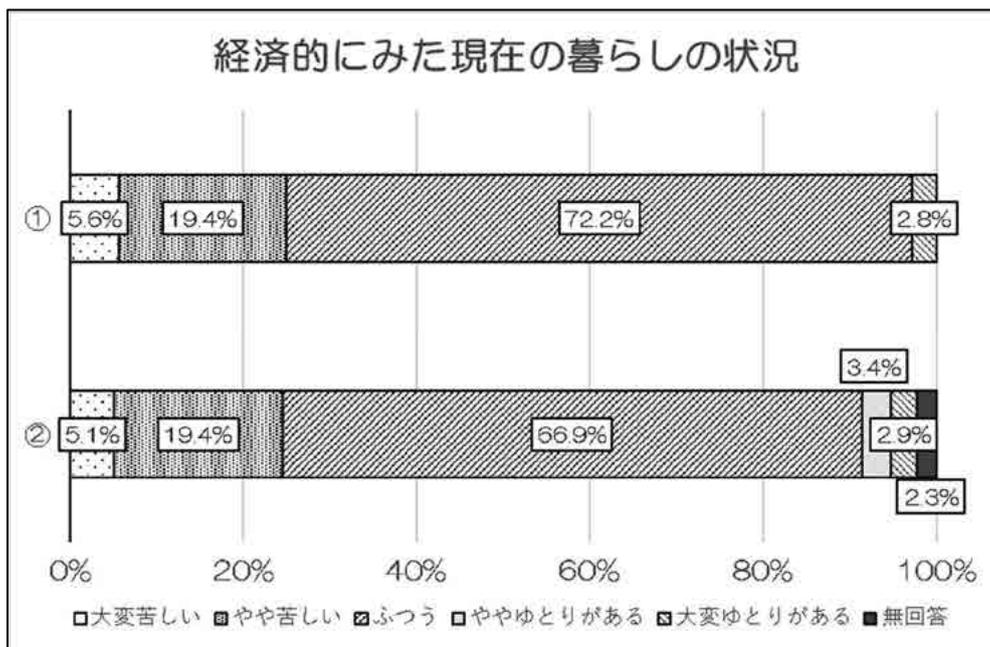
①元気高齢者では、夫婦2人暮らしの回答が約半数と最も多い回答となっています。居宅要支援・要介護認定者と比べ、33.9ポイント多い結果となっています。

一方で、②居宅要支援・要介護認定者では子との2世帯との回答が多く、21.7ポイント多くなっています。



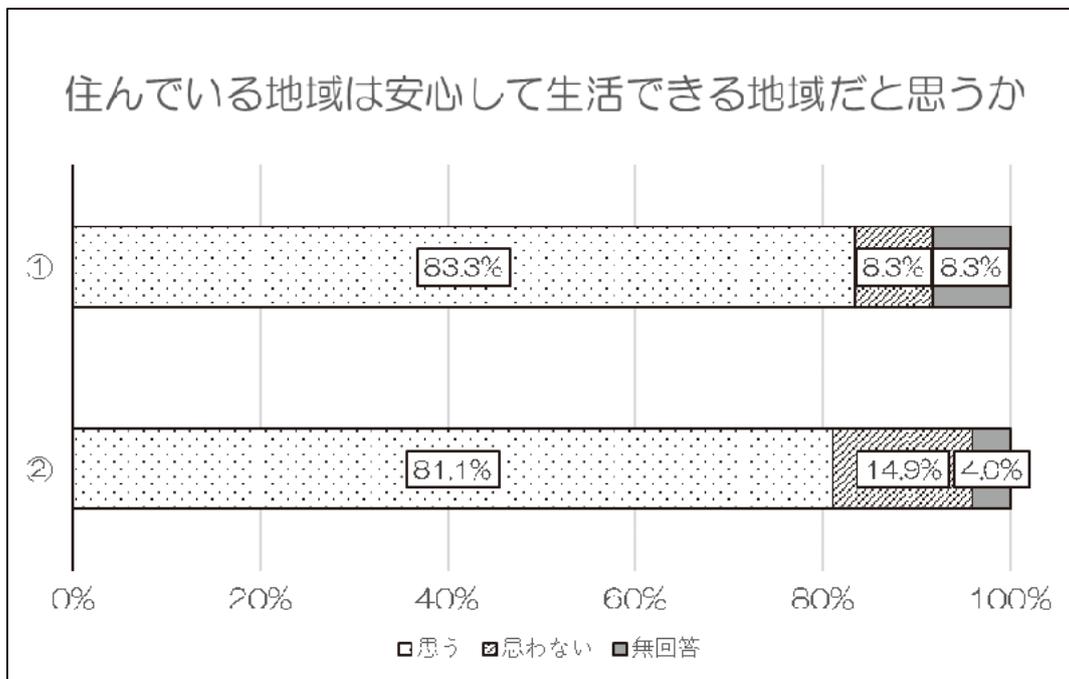
(質問2) 経済的にみた現在の暮らしの状況はどうか

元気高齢者、居宅要支援・要介護認定者ともに「ふつう」という回答が最も多くなっており、次いで「やや苦しい」が多くなっていることから、経済的にゆとりが少なくなってきたと感じているようです。



(質問3) 住んでいる地域は安心して生活できる地域だと思うか

元気高齢者、居宅要支援・要介護認定者ともに「思う」という回答が最も多くなっており、地域に安心を感じているようです。他の質問でも、「在宅でのサービスを利用したい」と答えた方が多くなっていることから、地域に愛着を感じ、安心した生活を送りたいと考えている方が多いことがわかりました。

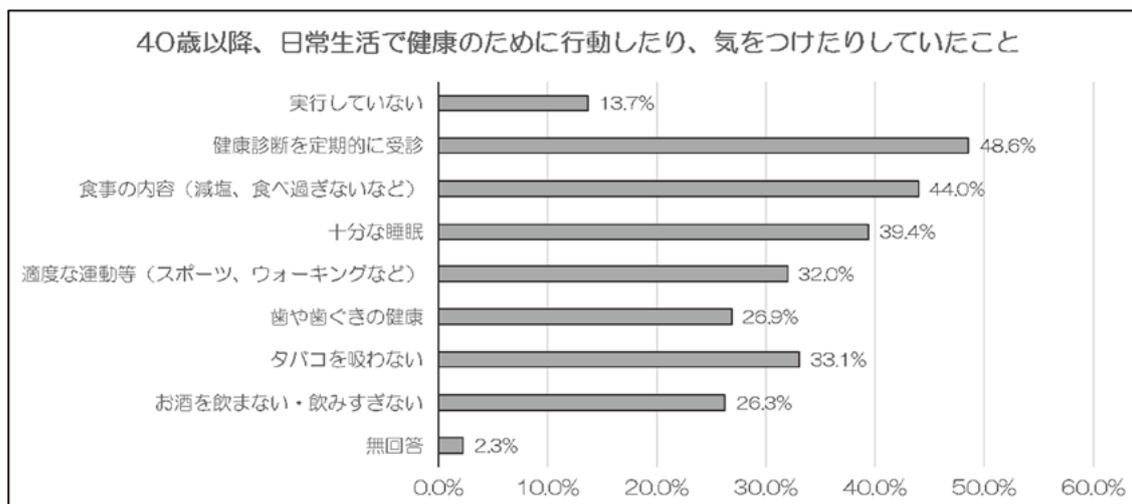


(質問4) ②居宅要支援・要介護認定者のみ（複数回答可）

40歳以降、日常生活で健康のために行動したり、気をつけたりしていたこと

健康維持のために積極的に健診や健康づくりに取り組んでいたことがわかりました。

特に定期健診は半数近くの方が受診をしており、自身の心身の状況の変化に関心を持ち、健康維持を考えられているように感じました。

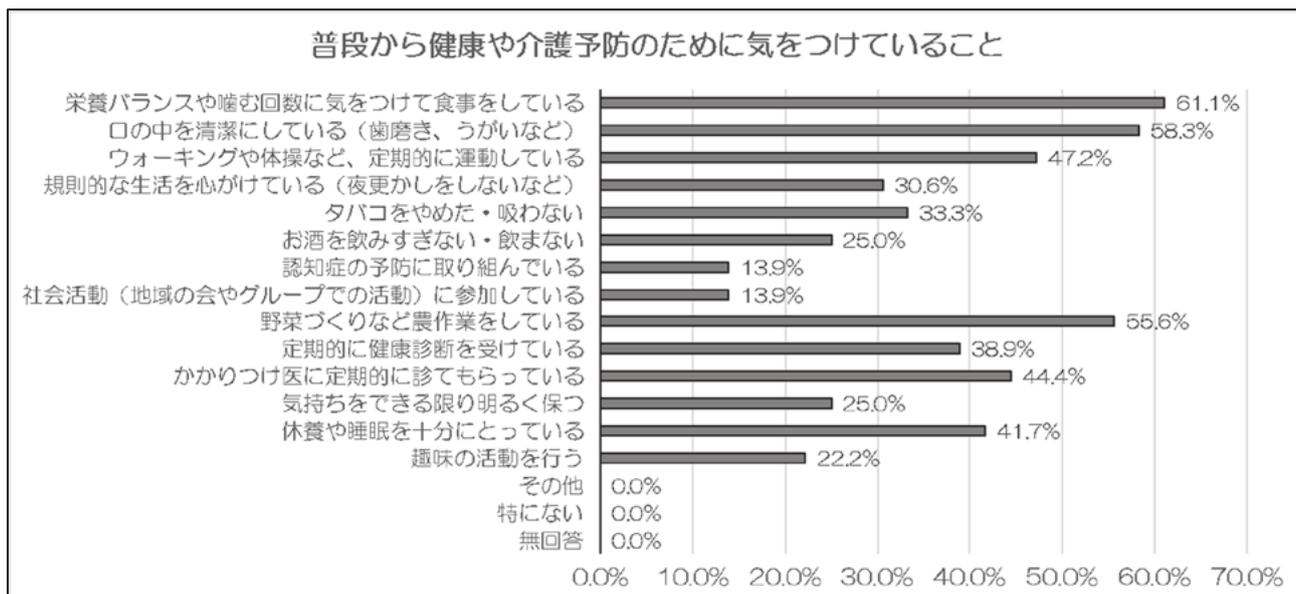


(質問5) ①元気高齢者のみ(複数回答可)

普段から健康や介護予防のために気をつけていること

(質問4)と同様に健康維持のための取り組みについて調査しました。健康維持のため食事や口腔ケア、適度な運動に取り組んでいる方が多いことがわかりました。

一方で、医療機関への定期的な受診については、②要支援・要介護認定者よりポイントが低い結果となり、自身での取り組みによって健康を維持しているように感じました。



第3章 第8期計画の進捗と評価・課題

第1節 第8期介護保険事業計画の達成状況

第8期計画に記載していましたが、主なものの実施・達成状況は以下のとおりとなっています。詳細につきましては項目ごとにお示しのページをご覧ください。

【要介護（要支援）認定者数】（P6）

- 認定者数について、第1号被保険者数で見ると、令和3年度（2021年度）は第8期推計より8人少ない503人、令和4年度（2022年度）は24人少ない486人でした。

また、令和5年（2023年）10月1日時点においては25人少ない470人となっています。

【介護サービスの利用実績】（P11～P13）

- 介護サービス給付費について、居宅介護（介護予防）サービス費では、令和3年度（2021年度）は第8期推計より53,837,097円の増加、令和4年度（2022年度）は4,304,826円の減少でした。

地域密着型介護（介護予防）サービス費では、令和3年度（2021年度）は第8期推計より3,601,868円の増加、令和4年度（2022年度）は13,083,556円の減少でした。

施設介護サービス費では、令和3年度（2021年度）は第8期推計60,195,313円の増加、令和4年度（2022年度）は1,854,046円の減少でした。

【地域の介護サービス資源（基盤）に対する支援】（P14）

- 長和町の被保険者が主に利用する事業所について、事業所数・サービス種類数においては全体としてサービス提供体制の維持ができています。

【介護給付適正化事業】

- 「要介護認定の適正化」については、上田地域広域連合に委託して年2回の計画通りに実施しました。「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」については、国保連に委託して実施しました。「住宅改修等の点検」については申請のあった全件の事業内容を確認、「ケアプラン点検」については長野県介護支援専門員協会のアドバイザー派遣を利用して年1回ケアプラン点検を実施し、給付費の適正化に努めてまいりました。

【低所得者への保険料負担軽減】（P67）

- 低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料率を低く抑えることに加え、公費による更なる負担軽減策を実施しました。

【介護予防・生活支援サービス事業】（P26）

- 短期集中リハビリプログラムを令和3年度（2021年度）より開始し、「少し前の自分に戻る」を目標にこれまで50名の方が利用されました。利用者のほとんどで機能の改善が確認され、継続的な運動習慣の動機付けとなりました。

【一般介護予防事業】（P27）

- 「元気アップ教室」「はつらつ運動教室」を定期的を開催し、集い運動する場として定着しています。コロナ禍においても、感染対策を図り開催に努め、加えてケーブルテレビで運動番組を放送するなど、啓発を進めました。教室の延参加者数は、両教室を合わせて目標値に達しました。
- 認知症予防教室は、脳トレ士によるコグニサイズや脳トレを年6回、定期的な開催ができるようになり、参加者も定着しつつあります。
- 地域での介護予防活動を担うボランティア（ながわおたっしゃサポーター）の養成を進めました。サポーターの活躍の場は広がっていますが、活動者数が10人と伸び悩みが課題です。
- 地域リハビリテーション活動支援事業を令和3年度（2021年度）より開始しました。リハビリ専門職派遣事業を機に新たな通いの場が立ち上がるなど、活用が広がっています。
- いきいきサロンを令和5年度（2023年度）に住民主体の通いの場に移行しました。新たな通いの場の立ち上げや活動継続の支援を行い、37箇所で通いの場活動が行われています。

【在宅医療・介護連携推進事業】（P29）

- 地域の医療介護サービスの資源をまとめ、町のホームページにて周知を行いました。
- 医療と介護の連携の推進のため、町内及び近隣の医療、介護関係者を参集し研修を開催しました。

【認知症総合支援事業】（P30）

- 認知症サポーター養成講座等による啓発を若い世代を中心に行いました。認知症サポーター数は目標人数をはるかに超え、1,480人となりました。
- 認知症初期集中支援チームによるチーム員会議を開催し、チームの支援対象者だけでなく、支援に苦慮している方に対しても、助言や検討を行いました。
- あったカフェ（認知症カフェ）を月2回開催しました。そのうち1回は認知症や物忘れがある本人のみが集まり、本音で話ができる場の提供をしました。
- 認知症ケアパスについて、相談窓口や段階に応じた利用サービスが分かりやすいよう見直しを行い、ホームページ等で周知を行いました。
- 認知症高齢者等行方不明者捜索訓練を年1回行い、訓練後にはもの忘れのある高齢者の事例をもちいたワークショップを開催し、見守り支えあいの地域づくりを我が事として考えるきっかけづくりとしました。

【地域ケア会議】（P34）

- 支援困難事例の検討や、短期集中リハビリプログラム利用者の終了後の社会参加継続のための検討を行いました。
- 地域課題の解決に向けて、『できることもちよりワークショップ』を開催しました。高齢者を支援するアイデアを共有し、支えあいの地域づくりについて考えました。

【生活支援体制整備事業】（P35）

- 生活支援コーディネーターが地域に出向き、地域高齢者のニーズの把握や困り事解決に向けた支援、地域支えあいの啓発を行いました。地域のつながりの強化を目的に、通いの場の開設や継続支援に取り組みました。

【災害対応に係る体制整備】（P41）

- 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の事業所に避難確保計画の策定を促し、対象となる5事業所すべてにおいて策定をいただきました。
- 個別避難計画の策定について、地域の介護福祉事業所の協力を得ながら進めています。
- 避難訓練について、対象施設（デイサービスセンター和田、デイサービスセンター長門、小規模多機能型居宅介護 大門の家、グループホーム和田、長和町高齢者生活福祉センター ほほえみ）は、避難訓練を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者の閉じこもりや生活不活発による健康悪化が懸念されたため、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を訪問し、安否確認、生活課題の把握、感染予防、介護予防の啓発を行いました。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本目標

1. 基本理念

第2次長和町長期総合計画（平成29年度～令和8年度）では、まちの将来像である「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史^{いにしえ} 未来へ輝く^{あした} 美しの郷」を目指し、その実現のため「住民と行政との協働のまち」「豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち」「地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち」の3つの基本理念を定め、それを実現するための基本施策を実施しています。

その基本施策実現のため、地域福祉計画（2020年度～2025年度）においても「地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり」を基本理念とし、施策の実施を定めています。

これまでの介護保険事業計画におきましても、元気で自立した生活を送る人も、介護を必要としている人も、誰もが住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らし続けていける町を作っていくため「地域包括ケアシステム」の構築・深化を進めてきました。

第9期計画においては、これまでの取り組みを引き継ぎ、さらに充実させていくために、第8期同様の基本理念として

**「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく安心して暮らし続けられる
地域社会の実現を目指して」**

を掲げます。

2. 基本目標

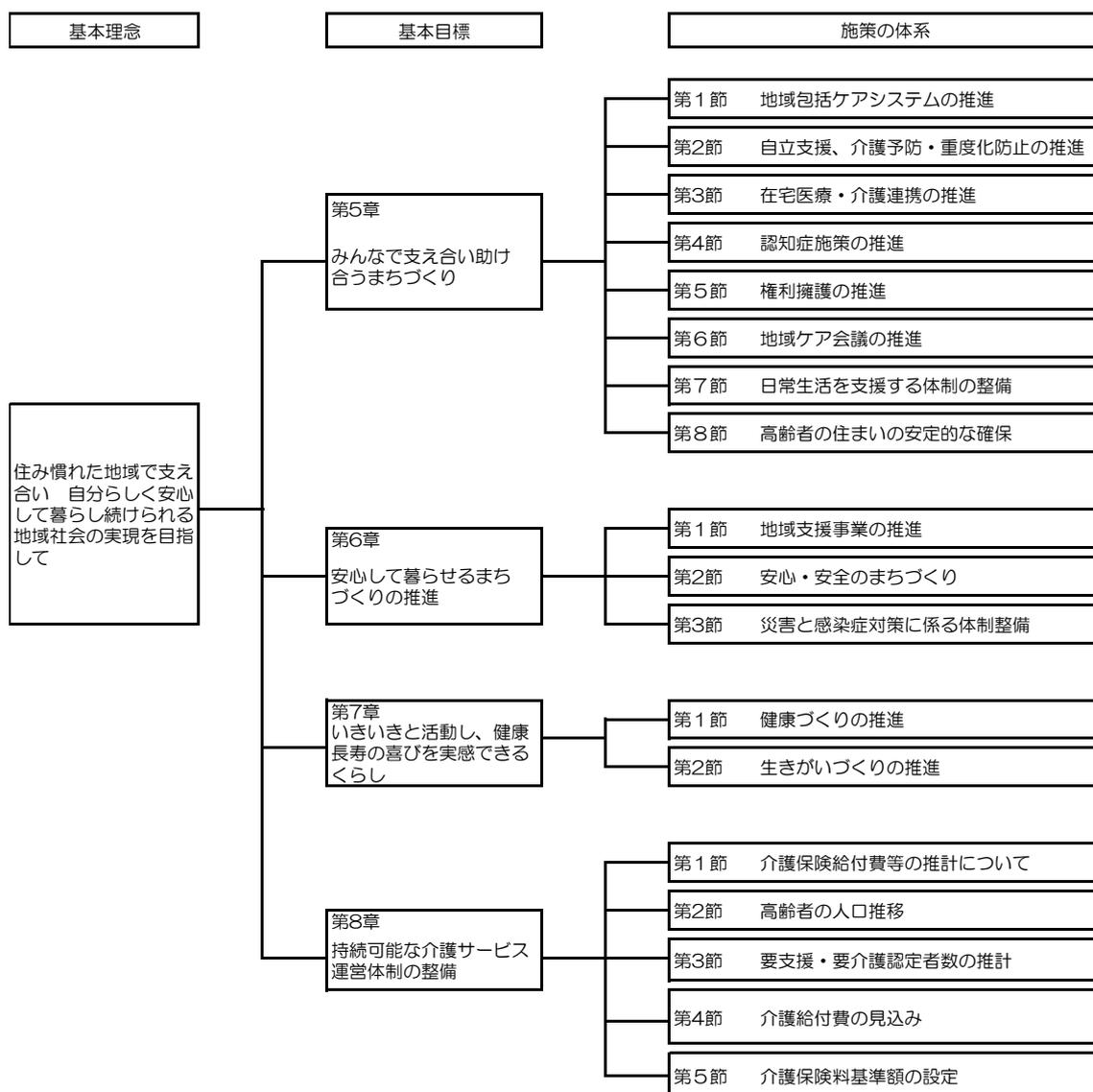
基本理念の実現に向けて、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

1. みんなで支え合い助け合うまちづくり
2. 安心して暮らせるまちづくりの推進
3. いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる暮らし
4. 持続可能な介護サービス運営体制の整備

第2節 施策の体系

本計画の基本目標実現のために、次のような体系で施策を展開します。

基本理念・基本目標・施策の体系】



第3節 日常生活圏域について

日常生活圏域とは人口、地理的条件、交通事情、社会的条件及び介護保険施設の整備状況などを総合的に判断して定めることとされており、「地域包括ケアシステム」の推進・深化のため、必要なサービスを受けることができる体制整備を整える単位となっています。

また、国では目安として概ね30分で駆けつけられる範囲を理想的な圏域として定義しています。

長和町ではこうした条件をもとに「町全体」を1つの圏域として設定します。

第4節 計画策定に向けた取り組み及び点検体制

1. 計画策定に向けた取り組み

○ 実態調査の実施

町内に住む高齢者の生活や健康状態、保健福祉及び介護サービスに関するニーズや意識について把握するため、介護保険施設等への入所者を除く居宅要支援・要介護認定者全員と、地域・性別を考慮し抽出した65歳以上の要介護(要支援)認定を受けていない方を対象に「高齢者実態調査」を実施し、本計画策定のための基礎資料として活用させていただきました。

○ 計画策定委員会の設置

介護保険法では、介護保険事業計画により介護サービス水準が明らかにされ、その内容が保険料に反映されることから、計画の策定・変更にあたっては被保険者の意見を反映させるための措置を講じることとされています。このことから、被保険者や介護者などの地域住民・町議会議員の代表、保健・医療・福祉・行政関係者などが参画し「長和町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を組織し、町の特性や現状の分析、課題把握に努めながら計画の素案、原案を策定いたしました。

その後、町はその原案の策定を受けて第1号被保険者、第2号被保険者、町議会議員などからなる「長和町介護保険運営協議会」に計画及び保険料について諮問し、協議・検討をいただいたのちに答申を受け、計画書の策定の運びとなりました。

○ パブリックコメントの実施

広く住民の意見や情報を聴取するため、役場町民福祉課に計画案を据えるとともに、町のホームページに掲載してパブリックコメントの募集を行いました。

2. 点検体制

ニーズに応じた適切な介護保険サービスの提供と状況に応じた効果的な高齢者福祉施策を推進してゆくため、長和町の高齢者及び高齢者福祉施策の実態や課題を常に把握し、本計画に掲げた諸施策の進捗状況とともに「長和町介護保険運営協議会」において、点検・確認を実施していきます。



各論

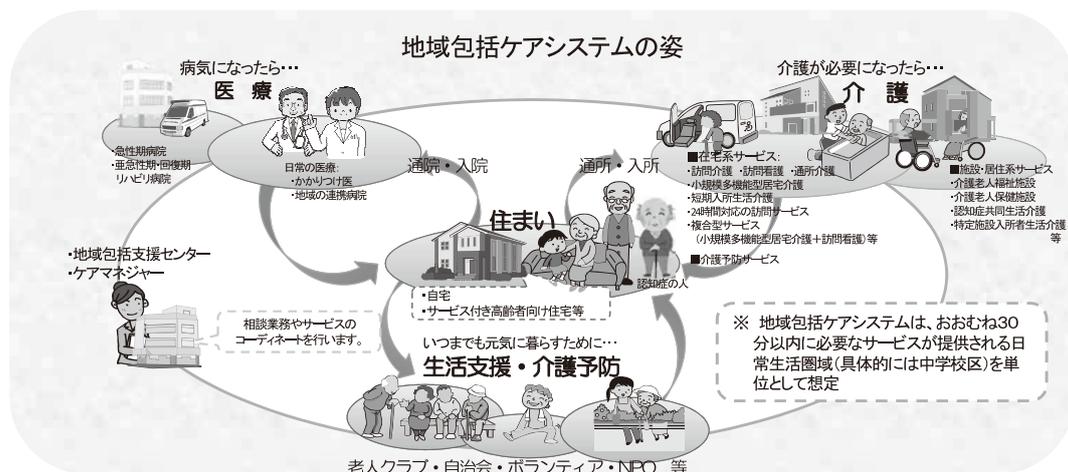
第5章 みんなで支え合い助け合うまちづくり

第1節 地域包括ケアシステムの推進

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

長和町の高齢化率は42.7%（令和5年4月1日現在）と高く、一人暮らしや高齢者のみの世帯も多くなっています。今後さらに高齢化が進む中で「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」のためには、医療や介護サービスのほかに、高齢者が年齢を重ねても自立した生活ができる自立支援、一人暮らしでも生活が継続できる生活支援、そして見守り支えあえる地域づくりが必要となります。

第9期では、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



第2節 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援高齢者が心身機能の維持向上を目指し、自宅での生活が継続できるよう、訪問型・通所型サービスを提供しています。令和3年度（2021年度）より、フレイルリスクの高い高齢者が「少し前の自分に戻る」ことを目指す、短期集中リハビリプログラムを開始しました。これまで、利用者のほとんどの方に運動・生活機能向上が確認されています。一方で、要支援者のうちの24%が1年後に重度化しており、重度化防止の取り組みがより必要です。

【施策の方針】

- 短期集中リハビリプログラムを必要な方がより多く活用できるよう、通いの場などでフレイルリスクの確認や事業周知を進めます。
- 自立に向けて、生活機能の維持向上につながるサービスとなるよう、介護事業者と連携を強化します。
- 地域ケア会議などを活用し、自立支援に向けた効果的な取り組みにつながるよう、介護予防ケアマネジメントを強化します。

【実施事業】

事業	内容
訪問介護相当サービス	町が指定する訪問介護事業所の専門職が居宅を訪問し、調理や洗濯等の生活援助を行います。
通所介護相当サービス	町が指定する通所介護施設で日常生活の支援や生活機能向上のための訓練をします。
おたっしゃ倶楽部	通所介護施設で、半日単位で行うサービスです。運動機能向上の体操や脳トレーニングなどを行います。
短期集中リハビリプログラム	通所施設に通い、4か月間集中的に介護予防プログラムに取り組み、「少し前の自分に戻る」を目指します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等が介護予防生活支援サービスを、その心身の状態や環境に合わせて適切に効率よく利用できるよう支援を行います。

(2) 一般介護予防事業

高齢者が年齢を重ねてもいきいきと活動的な生活を継続するためには、一人ひとりが介護予防に取り組むことが大切です。その取り組みを支える体制として、特に、要介護の最大の要因である運動機能低下予防のために、元気アップ教室をはじめとした介護予防教室やリハビリ専門職派遣事業など啓発の場を設けており、参加者の定着・増加がみられています。

これまで社会福祉協議会により運営されてきたいきいきサロン事業は、令和5年度(2023年度)より住民主体の通いの場活動に移行しました。より小さい単位での通いの場が誕生するなど、地域の交流・介護予防活動の拠点として活動が続いています。

今後も、人と人とのつながりを通じて、通いの場やその参加者数が維持・拡大し、地域のつながりのなかで介護予防が推進される環境づくりを進めます。

【施策の方針】

- 介護予防教室（元気アップ教室、はつらつ運動教室、認知症予防教室）は継続し、さらに参加しやすく機能向上につながるよう充実を図ります。
- 「ながわおたっしゃサポーター」の養成やサポーター活動の支援を進めます。介護予防活動の取り組みや通いの場の立ち上げ、継続を支援します。
- 住民主体の活動や、要支援・要介護者の自立支援を推進するために、リハビリ専門職との連携や協働をさらに進めます。

【実施事業】

事業	内容
介護予防把握事業	高齢者訪問や関係機関等からの情報収集により、閉じこもりなど何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動につなげます。
介護予防普及啓発事業	元気アップ教室、はつらつ運動教室、認知症予防教室やケーブルテレビでの運動番組放送などを実施し、より多くの方が介護予防に取り組めるよう支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	○住民主体の介護予防活動を推進するために、自主グループにリハビリ専門職を派遣します。 ○新規相談者等のアセスメントにリハビリ専門職も同行し、ケアマネジメントを強化します。
地域介護予防活動支援事業	○住民主体の通いの場が身近な地区に開設され、活動が継続できるよう支援します。 ○地域での介護予防活動を担うボランティア『ながわおたっしゃサポーター』を養成し、活動を支援します。
保健事業と介護予防の一体的実施（通いの場への積極的関与）	通いの場で健康教室やフレイルチェックを行い、フレイル予防の推進とフレイル状態にある高齢者を必要な支援につなげ、重症化防止を図ります。

【実績と目標】

項目	2022 年度実績	2023 年度見込み	2026 年度目標
介護予防教室*の延参加者数	1,376 人	1,540 人	1,580 人
住民主体の通いの場箇所数	11 ヶ所	37 ヶ所	38 ヶ所
認定率	19.7%	19.1% (2023年9月末)	維持
高齢者に占める要介護 2 以上の割合	10.4%	10.4% (2023年9月末)	維持

※元気アップ教室、はつらつ運動教室、認知症予防教室、リハビリ専門職派遣事業

第3節 在宅医療・介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が増え、複数の疾患にかかりやすく、要介護認定や認知症の発症など、医療と介護の両方を必要とする場面が多くなります。

医療と介護の両方を必要とする方が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで送れるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制整備事業として取り組んできました。

見える化システムによると長和町の在宅サービス利用率は 86.7%で県平均と比べて大きな差はなく、限られた町内や近隣の在宅医療及び介護サービス資源を利用しながら、在宅での生活を続けていることが考えられます。

今後も医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれ、医療と介護の切れ目ない提供体制構築のため、地域の目指す姿を意識し、取り組み内容の充実を図っていきます。

【施策の方針】

- 医療から介護まで切れ目ないサービス提供が可能となるよう医療機関と介護事業所への情報提供や医療と介護関係者の顔の見える関係づくりを目的とする会議等を行います。
- 地域住民が要介護状態になっても、望む場所で生活ができるよう医療・介護サービスの資源等の周知を行います。

【実施事業】

事業	内容
地域の医療・介護資源の把握	地域の医療機関・介護事業所等の住所連絡先を記載し関係機関と共有する。
多職種連携会議の開催 (4市町村合同も含む)	上小圏域の社会資源や医療・介護連携での課題を把握し課題解決に向け、協議します。
医療介護等関係者連絡会議	医療・介護関係者が顔の見える関係作りを推進するため、他職種が参加する会議や研修会を開催します。
医療・介護関係者の情報共有の 支援	入退院調整ルールを検証等を行い、情報共有のツール整備を行います。
地域住民への普及啓発	地域住民に対し、在宅医療・介護サービス等の情報提供を行います。

【実績と目標】

項目	2022 年度実績	2023 年度見込み	2026 年度目標
多職種連携会議の開催 (4市町村合同含む)	1 回	1 回	1 回
医療介護関係者等連絡会議の開催	0 回	1 回	2 回
入退院時情報連携加算の算定回数 (見える化システム)	1,117 回 (2021 年)	向上	向上
退院退所加算の算定回数 (見える化システム)	1,805 回 (2021 年)	向上	向上

第 4 節 認知症施策の推進

令和 7 年（2025 年）には 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になると推計されています。認知症は誰もがなる可能性があり、家族や身近な人が認知症になることも考えられるので、多くの人にとって身近なことになっています。

令和 5 年（2023 年）6 月に公布された「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症があってもなくても個性を尊重しともに支え合える共生社会の実現が求められています。

認知症になっても住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、さらなる認知症施策の充実を図ります。

【施策の方針】

- 認知症を我が事と考えるきっかけづくりのための啓発やワークショップを行い、認知症の人もそうでない人も住みやすい、支え合いの地域づくりを目指します。
- 各種事業や個別支援から本人や家族の声に耳を傾け、その声を認知症施策に反映し、事業の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族が適切な支援が受けられるよう、専門職を対象とした研修会を開催し、支援者のスキルアップを目指すとともに、顔の見える関係をつくりより良い支援につなげます。

【実施事業】

事業	内容
認知症初期集中支援チーム	認知症専門医や認知症認定看護師等の専門職が、早期に関わり医療や介護サービスが利用できるよう、集中的に支援します。
認知症地域支援推進員	高齢者支援係に配置され、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人 やその家族を支援する相談業務、地域の支援体制の構築を図ります。
認知症ケアパス	認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援が受けられるのか、分かりやすくまとめたものを作成し、周知します。
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく知り、認知症の方やその家族をあたたく見守る応援者の養成をします。
認知症サポーター養成講座 (ステップアップ講座)	認知症サポーターの活動促進につながるステップアップ講座を開催します。
あったカフェ (認知症カフェ)	認知症の方やその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、介護の相談や交流を楽しめる集いの場を提供します。
認知症予防教室	認知症予防の話や体を動かし、認知症の予防や進行を遅らせるための教室を開催します。
認知症高齢者等 見守りネットワーク事業	地域において行方不明になる可能性のある方や支援者を事前に登録してもらい、行方不明となった際に支援者に情報を一斉配信することで早期発見を目指します。
認知症高齢者等 行方不明者捜索訓練	認知症高齢者等見守りネットワークを活用した捜索訓練（声かけ）を行います。
チームオレンジ（仮称）	認知症の方が安心して地域で暮らせるよう、本人の声や視点を重視し、地域や様々な職種がチームとなり支援します。
認知症研修会	認知症の方の支援に関わる専門職を対象とした研修を開催しスキルアップを目指すとともに、顔の見える関係づくりへとつなげます。

【実績と目標】

項目	2022 年度実績	2023 年度見込み	2026 年度目標
認知症サポーター	1,362 人	1,480 人	1,700 人
認知症サポーター養成講座 (ステップアップ講座)	4 回	4 回	5 回
あったカフェ (認知症カフェ)	19 回	24 回	24 回
認知症予防教室	5 回	6 回	6 回
認知症高齢者等 行方不明者捜索訓練	1 回	1 回	1 回
チームオレンジ個別支援件数 (仮称)	事業未実施	0 件	2 件
認知症研修会	1 回	0 回	1 回

第 5 節 権利擁護の推進

認知症の方や一人暮らし高齢者、高齢者世帯の増加により、高齢者虐待や消費者被害の問題も複雑化しています。そのような状況の中、高齢者の権利が侵害されることなく、安心して生活ができるよう、高齢者虐待対応や成年後見制度を必要とする方が適切に利用できるよう支援していきます。

【施策の方針】

- 高齢者虐待相談窓口や成年後見制度に関する相談窓口を周知し、相談体制を強化するとともに、警察、医療機関、成年後見支援センター等の関係機関と連携し、問題解決に取り組めます。
- 成年後見制度を必要としている方が適切に利用できるよう制度を周知するとともに、低所得者に対する申立て費用の助成等、申立てを行う親族がない場合は町長申立を行います。
- 高齢者虐待への対応として、未然に防ぐために関係機関との連携強化と防止のための普及啓発を行い、虐待発生時には早期対応と再発防止に取り組めます。

【実施事業】

事業	内容
相談体制の強化	高齢者虐待相談窓口のほか、権利擁護の身近な相談窓口となり、関係職種や関係機関との連携を図ります。また、マニュアルに沿った適切な対応ができるよう、職員のスキルアップに努め、組織で迅速な対応ができるよう体制整備を図ります。
成年後見支援センターの運営	当町と近隣市町村の委託により、（社福）上田市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターが、専門職と連携しながら、制度の普及啓発、日常相談、専門相談等を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力や金銭管理能力の低下により、成年後見制度の利用が必要となった身寄りのない高齢者の成年後見等開始の審判請求を町で行い、申立費用や後見人報酬を負担できない低所得者に対しての費用の全部又は一部を助成します。
権利擁護事業を推進する 中核機関の活用	中核機関を活用し、広報、相談対応、制度の利用促進に関する事業、後見人等への支援事業に取り組みます。
権利擁護の推進に資する地域連携 ネットワークの活用	権利擁護地域連携ネットワークを活用し、関係機関で協議を進めます。
成年後見制度の普及	成年後見制度をテーマとしたセミナー等を開催し、住民への制度の普及を図ります。
成年後見制度研修会	権利擁護支援に関わる関係者を対象とした研修を開催しスキルアップを目指すとともに、顔の見える関係づくりへとつなげます。
高齢者虐待の防止	未然に防ぐことができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、早期発見を目指し、地域での気づきを促すための啓発を行います。

第6節 地域ケア会議の推進

個別事例の課題解決のための会議を随時開催し、関係者間で支援に向けた検討を行っています。また、自立支援を目的とした自立支援型地域ケア会議を定期的で開催し、フレイルリスクの高い方の重度化を防ぐ方策を多職種で検討しています。

高齢化の進展や家族機能の変化により、複雑な課題を有する事例が増加しています。高齢者が地域で孤立せず、課題の解決につながるよう、関係者との検討会議がより重要となります。

また、高齢化に伴い要支援者の増加も見込まれます。高齢者一人ひとりの自立を支えるため、多職種で協働し検討するとともに、地域全体で要支援者をあたたかく支えあえるような地域づくりを目的とした会議も開催しています。

【施策の方針】

- 多職種協働による個別事例の検討を定期的に行い、高齢者の自立支援及び地域課題の把握を図ります。
- 地域課題の解決に向けて、住民も参加するワークショップを開催し、地域資源の開発を図ります。

【実施事業】

事業	内容
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none">○ 支援困難事例について、課題解決に向けた検討をします。○ 通所型サービス（短期集中リハビリプログラム）利用者の卒業後の自立支援を検討します。○ 住民や地域の介護福祉関係者等が参加するワークショップを通して、支え合いの地域づくりを考えます。



第7節 日常生活を支援する体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなか、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、日常生活上の多様なニーズに対応する多様なサービスの提供体制を整備することが求められます。

生活支援コーディネーターが中心となり、地域高齢者のニーズの把握や地域資源の再確認、開発に向けた活動をしています。特に、地域の支え合いの拠点となる通いの場活動の創設、継続の支援をし、住民のつながりを強化し、見守り支え合う地域づくりを進めています。

【施策の方針】

- 高齢者が安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者のニーズ把握や地域資源の開発を進めるとともに、支え合いの地域づくりを推進します。
- 高齢者の生活を支える既存の活動や団体との情報共有、連携強化に向けた取り組みを推進します。

【実施事業】

事業	内容
支え合い推進会議（協議体）	○生活支援コーディネーターと、地域の介護福祉関係者等により、高齢者のニーズや生活支援について情報共有し、必要な支援体制について検討、連携を図ります。 ○住民や地域の介護福祉関係者等が参加するワークショップを開催し、地域住民のつながりの強化、支え合いについて意識を深めます。

第8節 高齢者の住まいの安定的な確保

少子高齢化や核家族化により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっており、住まいの支援を必要とする高齢者も多くなってきています。

【施策の方針】

- 高齢になっても安心して暮らし続けることができるよう、生活のニーズにあった住まいや住環境が確保できるよう支援します。
- 生活課題を抱えている高齢者に対し、養護老人ホーム等の住まいを提供するとともに課題への相談支援を一体的に行います。

【実施事業】

事業	内容
高齢者生活福祉センター (ほほえみ)	定員 10 名の居住施設で、一人で生活することに不安のある高齢者が入居し、見守りのもとで安心して暮らせるよう支援します。
老人福祉施設入所措置	介護面、経済面の両方について親族等の支援を受けることが難しく、また在宅で生活することが困難な高齢者が養護老人ホームへ入所する事業です。
生活管理短期宿泊事業 (ショートステイ)	在宅で日常生活を送ることに不安のある高齢者が一時的に養護老人ホームへ入所し、日常生活に対する指導や支援を本人または家族等に対して行う事業です。
住宅改修	住宅改修に対する補助事業については、介護保険制度によるサービスの他に、県の補助事業があり、相談に応じて助成します。



第6章 安心して暮らせるまちづくりの推進

第1節 地域支援事業の推進

■ 地域支援事業

地域支援事業では、「総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つで構成され、高齢者の介護予防に関する取組や地域保活支援センターの運営、在宅生活を支える医療と介護連携に関すること、認知症の方やその家族に対する支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えるための事業を行っています。

介護予防・日常生活支援総合事業（P26）

○ 介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 通所型サービス
- ・ 訪問型サービス
- ・ 介護予防ケアマネジメント

○ 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 地域ケア会議（P34）
- 在宅医療・介護連携推進事業（P29）
- 認知症総合支援事業（P30）
- 生活支援体制整備事業（P35）

任意事業

- 配食サービス

■地域包括支援センター

町においては、町民福祉課高齢者支援係がその役割を兼ねています。

【施策の方針】

- 保健師・社会福祉士を配置し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援します。

【実施事業】

事業	内容
総合相談支援業務	高齢者やその家族からの各種相談を幅広く受けつけ、関係機関と連携し支援します。
権利擁護業務	成年後見制度の利用促進、高齢者虐待への対応を行います。
包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	自立支援型のケアマネジメント支援、ケアマネージャーへの助言、支援困難事例等への指導や助言を行います。
介護予防ケアマネジメント	要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防プランの作成等を行います。 介護予防プランの作成は地域の居宅介護支援事業所に委託し、プランの確認や助言等を行っています。



■任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行っています。

長和町では食材を購入できる商店が少なくなっており、さらに高齢者世帯が増加していることから、疾病等により調理や買い物が困難な方に対する支援を行っています。

【施策の方針】

- 今後も事業を継続していくため、実施方法等を見直しながら行っていきます。

【実施事業】

事業	内容
配食サービス事業	身体が虚弱で調理ができない、食事の確保が困難な高齢者等に食事を配達し、併せて安否確認を行います。配食は昼と夕の2食、365日の体制で行います。

第2節 安心・安全のまちづくり

少子高齢社会の進行や核家族化により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていきます。高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全な生活を送るためには、地域住民や関係機関によるサポートが重要です。

【施策の方針】

- 高齢者等が安心して暮らせるよう、安否確認を行う体制や緊急時に必要な対応が迅速に行えるようにします。
- 介護者の様々な負担を軽減するために、介護者への支援を推進していきます。
- その他の支援として、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活を送るために必要な支援を行います。

【実施事業】

1. 緊急時の支援

事業	内容
緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者並びに障がい者世帯の方が体調不良等の緊急時にボタンを押すことや 24 時間動きがないことを感知することで、通報センターにつながり、救急車等が出動するシステムです。必要な方への設置を進めます。
救急医療情報キット	医療情報や緊急連絡先等の情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に迅速な救命活動を行えるようにします。
災害時避難行動要支援者名簿	高齢者や障がい者等のうち緊急連絡先等の提供に同意した災害時避難行動要支援者の名簿を作成します。事前に警察・消防・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織等へ情報提供し、避難支援等を円滑に行います。
個別避難計画の作成	ケアマネージャー等と連携し、災害時避難行動要支援者を対象に避難先等の情報を記載した個別避難計画を作成し、災害に備えた体制整備を行います。

2. 介護者への支援

事業	内容
介護手当	要介護3～5の高齢者を月に 15 日以上在宅で介護しており、町内に居住する介護者に対し、介護手当を支給します。
介護用品支給事業	要介護4・5の高齢者を在宅で介護している住民税非課税世帯の介護者に紙おむつおよび尿取りパットの購入費用を補助します。
介護者の方の相談窓口	介護者は身体的、精神的、経済的負担と様々あり、老老介護や介護者の離職、ひきこもりといった問題も多くなっています。介護者からの相談を随時受け付けています。また、早期に対応できるよう、庁内関係機関や医療・介護関係者、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、支援していきます。

3. その他

事業	内容
低所得者利用料補助	介護保険制度における減免制度に加えて、町独自に収入に応じて低所得者に対し、介護サービス利用料の補助を実施します。
運転免許自主返納等促進事業	運転経歴証明書の交付を受けている方に対し、運転経歴証明書交付補助とタクシー利用補助券を交付します。

第3節 災害と感染症対策に係る体制整備

近年、気候変動等により頻発する大規模災害の発生や、ウイルス感染の拡大が社会全体の大きな脅威となっています。

当町においても令和元年（2019年）の台風19号災害時には高齢者施設への被害はなかったものの、災害時の高齢者の避難の重要性が改めて認識されました。

また、新型コロナウイルス感染症は5類に移行しましたが、感染症が完全に終息したわけではなく、高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合、重症化のリスクが高くなることが報告されています。今後も、災害・感染症対策を推進していきます。

【施策の方針】

- 災害・感染症に係る情報の共有
防災や感染症対策等の情報を速やかに町内事業者へ周知または収集し、情報の共有化を図ります。
- 災害時避難行動要支援者名簿の活用
災害等発生の際、必要に応じて災害時避難行動要支援者名簿を警察・消防・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織等へ情報提供して避難支援等に役立てる体制を整備します。
- 避難確保計画の作成・避難訓練の実施
土砂災害警戒区域・浸水想定区域内にある事業所では、災害時の避難について定めた避難確保計画を策定することとされており、町内の該当する事業所すべてにおいて作成していただいております。町ではこの実効性を高めるため、避難訓練の実施等日頃からの災害への備えを促します。
- 高齢者施設における感染症対策の徹底
高齢者施設の職員・利用者の日々の健康管理や消毒・物資の確保等日常からの取組のほか、感染症が発生した際に拡大を防ぐため、職員・利用者がとる行動、情報共有の方

法等対処方法を定め運用を行っていただいております。また、国・県と連携し、感染発生時に必要となる物資の調達・提供についての支援のほか、サービス提供体制の維持への支援の実施等検討して参ります。

○ 感染症蔓延時のひとり暮らし高齢者等への支援

新型コロナウイルス感染症等の感染症蔓延時には、高齢者の閉じこもりや生活不活発による健康悪化が懸念されるため、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等を訪問し、安否確認や生活課題の把握に努めます。

【実施事業】

事業	内容
災害時避難行動要支援者名簿	高齢者や障がい者等のうち緊急連絡先等の提供に同意した災害時避難行動要支援者の名簿を作成します。事前に警察・消防・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織等へ情報提供し、避難支援等を円滑に行います。
個別避難計画の作成	ケアマネージャー等と連携し、災害時避難行動要支援者を対象に避難先等の情報を記載した個別避難計画を作成し、災害に備えた体制整備を行います。
避難確保計画の作成 避難訓練の実施	該当する5施設に避難訓練の実施を促します。 <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター和田 ・デイサービスセンター長門 ・小規模多機能型居宅介護 大門の家 ・グループホーム和田 ・長和町高齢者生活福祉センターほほえみ



第7章 いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる暮らし

第1節 健康づくりの推進

健康は、毎日の生活を送るうえで最も大切なものであり、誰もが生涯を通じていきいきと暮らせることを望んでいます。

そのためには、高齢期においても心身の健康と自立した生活を維持し、できる限り支援や介護が必要とならないように、一人ひとりが健康に対する意識を高めつつ、生活習慣病の予防や介護予防に取り組んでいくことが重要です。

高齢者の健康づくりについては、介護予防の取り組み等と連携して推進していくとともに、各種健診の受診率が向上するよう啓発活動の充実を図る必要があります。

今後も、いきいきと住み慣れた地域で生活を送っていくために、健康寿命の延伸を目指し、長和町健康増進計画に基づき、健康づくりを推進します。

1.健康増進事業

生活習慣病を予防するため、がん、脳卒中、心臓病、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常を重点に、これらの疾病を予防することから、食生活や運動、喫煙などの生活習慣を改善するための取り組みを行います。

(1) 健康教育

生活習慣病の予防や介護予防のための正しい知識を普及し、適切な助言や支援を行うことにより、「自分の健康は自分で維持していく」という認識と自覚を高め、生涯を通じた健康の保持・増進に資することを目的に実施します。

特定保健指導、個別健康教育では、健診結果より一人ひとりの生活習慣や健康状態などを把握しながら、継続的に健康教育を行い、生活習慣の維持・改善を目指すとともに、疾病の予防、疾病の重症化予防を支援していきます。

○健康教育の実施状況

区 分		2021年度		2022年度		2023年度（見込）	
特定保健指導対象者数		77人		86人		62人	
特定保健指導実施率【目標】		85.0%		85.0%		85.0%	
終了者【実績】	実施率【実績】	65人	84.4%	73人	84.9%	53人	85.0%
人間ドック集団健康教育回数		個別実施		個別実施		個別実施	
人間ドック集団健康教育参加者数		個別実施		個別実施		個別実施	

*人間ドック集団健康教育は、2020年度より新型コロナウイルス感染症の影響のため個別実施へ変更

○健康教育の実施目標

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
特定保健指導実施率【目標】	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%

(2) 健康相談

健診受診者には、健診結果を見ながら、一人ひとりに対して普段の生活状態を振り返り、今後維持・改善していく点を一緒に考え、その継続を支援します。

○健康相談（健診受診者）の実施状況

区 分		2021年度		2022年度		2023年度（見込）	
受診回数【目標】	受診延べ人数【目標】	70回	800人	70回	800人	70回	800人
受診回数【実績】	受診延べ人数【実績】	66回	785人	72回	719人	133回	780人

*2023年度より町民ドックの実施が3回/週へ変更

○健康相談（基本健診受診者）の実施目標

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
受診延べ人数【目標】	800人	800人	800人	800人

(3) 健康診査

健康診査は、疾病の早期発見や早期治療、重症化予防を行うために重要なものです。高齢者医療確保法に基づき40歳以上の方に対して基本健診や、健康増進法に基づき各種がん検診、そのほか歯周疾患検診や骨密度検診を実施しています。

より多くの町民の方が受診できるよう、今後も受診体制の整備や受診勧奨に努めていきます。

また、健康診査の事後管理として、要治療・精密検査者の受診勧奨に努め、さらなる疾病予防、疾病の重症化予防、介護予防に努めます。

○健康診査の実施状況

区 分		2021年度		2022年度		2023年度（見込）	
特定健診対象者数		1,182人		1,153人		1,111人	
受診者【目標】	受診率【目標】	600人	47.6%	600人	48.4%	600人	49.2%
受診者【実績】	受診率【実績】	479人	40.5%	497人	43.1%	535人	48.2%
高齢者健診対象者数		1,357人		1,356人		1,368人	
受診者【目標】	受診率【目標】	300人	25.6%	300人	25.6%	300人	25.6%
受診者【実績】	受診率【実績】	316人	23.3%	313人	22.9%	336人	24.6%
歯周病検診対象者数		612人		620人		580人	
受診者【目標】	受診率【目標】	10人	2.8%	10人	2.8%	10人	2.8%
受診者【実績】	受診率【実績】	15人	2.5%	19人	3.1%	8人	1.4%
骨密度検診対象者数		256人		256人		249人	
受診者【目標】	受診率【目標】	20人	7.7%	20人	7.7%	20人	7.7%
受診者【実績】	受診率【実績】	8人	3.1%	16人	6.3%	4人	1.6%

*2021年度より歯周病検診の対象者・受診者の集計方法を変更。

（対象者・受診者：30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の男女）

○健康診査の実施目標

区 分		2024年度		2025年度		2026年度		2028年度	
特定健診対象者数		1,080人		1,050人		1,020人		960人	
受診者【目標】	受診率【目標】	540人	50.0%	525人	50.0%	510人	50.0%	480人	50.0%
高齢者健診対象者数		1,370人		1,380人		1,390人		1,390人	
受診者【目標】	受診率【目標】	343人	25.0%	359人	26.0%	375人	27.0%	389人	28.0%
歯周病検診対象者数		580人		580人		580人		580人	
受診者【目標】	受診率【目標】	30人	5.2%	30人	5.2%	40人	6.9%	50人	8.6%
骨密度検診対象者数		250人		250人		250人		250人	
受診者【目標】	受診率【目標】	20人	8.0%	20人	8.0%	20人	8.0%	20人	8.0%

○各種がん検診の実施状況

区 分	2021年度	2022年度	2023年度（見込）
胃がん検診対象者	1,738人	1,715人	1,616人
受診率【目標】	21.0%	23.0%	25.0%
受診率【実績】	15.1%	16.2%	
肺がん検診対象者	2,334人	2,296人	2,194人
受診率【目標】	24.5%	25.0%	25.0%
受診率【実績】	17.9%	16.7%	
大腸がん検診対象者	2,234人	2,296人	2,194人
受診率【目標】	22.0%	24.0%	25.0%
受診率【実績】	13.8%	12.5%	
子宮がん検診対象者	1,498人	1,462人	1,381人
受診率【目標】	24.5%	25.0%	25.0%
受診率【実績】	25.6%	17.8%	
乳がん検診対象者	1,101人	1,080人	1,033人
受診率【目標】	21.0%	23.0%	25.0%
受診率【実績】	15.5%	10.4%	

*第8期とは集計方法が異なります。

（参考）各種がん検診対象者

胃がん	50～69歳男女
肺がん	40～49歳男女
大腸がん	40～49歳男女
子宮がん	20～69歳女性
乳がん	40～49歳女性

○各種がん検診の実施目標

C	2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
胃がん検診受診率【目標】	18.00%	20.00%	22.00%	25.00%
肺がん検診受診率【目標】	18.00%	20.00%	22.00%	25.00%
大腸がん検診受診率【目標】	18.00%	20.00%	22.00%	25.00%
子宮がん検診受診率【目標】	18.00%	20.00%	22.00%	25.00%
乳がん検診受診率【目標】	18.00%	20.00%	22.00%	25.00%

(4) 訪問事業

疾病予防、疾病の重症化予防を目的とし、訪問による健診の受診勧奨、未精検者への受診勧奨、要指導者への保健指導を実施します。

○訪問指導の実施実績

区 分	2021年度	2022年度	2023年度(見込)
健診の受診勧奨者数	51人	31人	130人

○訪問指導の実施目標

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
健診の受診勧奨者数	130人	130人	130人	130人

(5) 地区組織活動

町民の方の健康づくりを推進していくためには、地域住民の方の協力が必要不可欠です。健康づくり推進委員会、食生活改善推進協議会等の地区組織活動を通して自分の健康に関心を持ち、家族・地域の健康へと意識を高めて、健康づくりの輪を地域に広めていけるように活動しています。

地域のつながりが希薄化してきている中で、自分の地区にどんな人が住んでいるのか、また、自分の存在を地区の人に知ってもらえる機会となり、地域づくりの第一歩になるため、地区組織活動を推進していきます。

○地区組織活動の実施実績

区 分		2021年度	2022年度	2023年度(見込)
健康づくり推進員 委員研修	回数	7回(内5回はTV放映)	7回	7回
	延べ人数	82人	220人	170人
長和町 食生活改善推進協議会 会員研修	回数	2回	7回	7回
	延べ人数	20人	62人	42人

○地区組織活動の実施目標

区 分		2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
健康づくり推進員 委員研修	回数	7回	7回	7回	7回
	延べ人数	180人	180人	180人	180人
長和町 食生活改善推進協議会 会員研修	回数	7回	7回	7回	7回
	延べ人数	50人	50人	50人	50人

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて

2021 年度より、長野県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいます。

近年の国保データベース（KDB）システムや健診結果等の分析から、長和町の介護認定率は、県や同規模自治体と比べて高い状況にあります。また、介護認定を受けている者は骨折と認知症を患っている方が多く、この方の生活習慣病の有病状況をみてみると、8割が基礎疾患として高血圧や糖尿病を保有しています。高血圧、糖尿病の基礎疾患の重症化防止をはかり、介護状態に至らないように努め、健康寿命の延伸と医療費・介護給付費の抑制に努めます。

また、健診・医療・介護実績がない「健康状態不明者」もいるため、訪問により現状の確認を行い、健診の受診勧奨や必要に応じて医療・介護サービスに繋げ、重症化の防止に努めます。

○高齢者保健事業の実施実績

※支援した者の数

区 分		2021年度	2022年度	2023年度（見込）
健診有所見者のうち未治療・治療中断者数（2022年度よりⅡ度高血圧以上の者）	抽出者	15人	12人	14人
	介入者	15人	12人	14人
健康状態不明者数	抽出者	16人	16人	20人
	介入者	16人	13人	20人
重症化予防 高血圧・糖尿病の診断がつき、両方で医療機関を受診している者	抽出者	15人	14人	14人
	介入者	15人	14人	14人

○高齢者保健事業の実施目標

区 分		2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
健診有所見者のうち未治療・治療中断者数（2022年度よりⅡ度高血圧以上の者）	抽出者	13人	13人	13人	13人
	介入者	13人	13人	13人	13人
健康状態不明者数	抽出者	20人	18人	16人	14人
	介入者	20人	18人	16人	14人
重症化予防 高血圧・糖尿病の診断がつき、両方で医療機関を受診している者	抽出者	14人	14人	14人	14人
	介入者	14人	14人	14人	14人

第2節 生きがいつくりの推進

1. 生涯学習の推進

生涯にわたって個性を發揮し、心豊かに健康で充実した生活を送るために、趣味や教養にとどまらず、社会の変化に対応した新たな知識・技術が得られるよう多様な学習機会の提供や学習拠点の充実に努めるとともに、高齢者が培ってきた知識や技術などを發揮できるような環境づくりを推進します。また、スポーツを通じた仲間づくりや健康づくりのために、年齢や体力に応じていつでも楽しめる生涯スポーツを提供します。

2023 年度生涯学習講座

教室・講座名等	内容
そば打ち体験教室	地元産の粉でそば打ちをします。未経験の方等、基本から講習いたします。年末には自分で打った年越しそばを食べます。
ピラティス教室	ピラティスは「生活の質（QOL）向上」を目的として肩こり、腰痛などの身体の不調を根本解決に導いていきます。優しく身体を動かすことで、健康的な日常生活を送れることを目指します。
英会話教室	国際共通語となっている英語によるコミュニケーション能力向上を図るため、外国人講師による、日常的に使う基礎的な英会話を仲間とともに楽しく学びます。 ジュニアの部、シニアは初級・中上級で開催します。
ハイキングクラブ	県内には多くの景勝地やハイキングコースがあります。景色をゆっくり楽しみながら歩くことで、ストレス解消や健康増進につなげます。
籐細工教室	籐を編んで、カゴや小物入れなどをつくります。籐は、東南アジアのヤシ科のツルで、とても柔らかくて扱いやすく、初心者の方でも気軽に制作を楽しめます。
郷土史を学ぶ会	元長野県歴史館専門員の講師をお迎えして、中山道和田宿・長久保宿ほか、町内に残されている歴史文献や古文書をひも解き、当時の人々の暮らしぶりや出来事など身近な事について楽しく学びます。

2023 年度生涯学習講座（つづき）

教室・講座名等	内容
古文書教室	郷土に関する古文書の資料を使って、古文書の読み方の基礎を学び、その文章に何が書かれていたのかを解明しながら、時代背景を探ります。
バーニングアート教室	焼きごてを使い、木を焦がして絵や模様を描くものです。シナ板に動植物や自然をモチーフにした絵を描き作品を作ります。
クラフトバンド教室	再生紙を使ったバッグや小物などを作ります。紙ですので、扱いやすく、手にも優しいです。カラーのバリエーションも豊富で、好きな色で自分らしさを表現できるのも魅力です。
写真教室	季節ごとに、町内外の風景を撮影しに行きます。講師のもとでカメラの仕組み、撮影方法を学びます。
アロマ&ハーブエクササイズ	エクササイズにアロマ&ハーブを取り入れることで、健康維持に大事な心と身体のバランスが整えられます。



2. グループ・サークル活動、スポーツ活動の支援

2023 年度における町の小集団グループ・サークルは約 30 団体あり、それぞれが活動しながら交流を深めています。

今後も指導者の派遣や活動の場の確保、情報や活動発表の場の提供などを行いながら自主的な活動を支援するとともに、新たな文化・交流活動などのグループやサークルの育成を推進し、町民が相互に学びあう体制づくりを推進します。

また、ゲートボールやマレットゴルフ、スキーなど町の体育協会に加盟する 11 団体のスポーツ活動を引き続き支援していく一方、ニュースポーツの普及や指導員の養成・確保に努め、幅広い世代間の交流の場の確保に努めていきます。

2023 年度小集団グループ・サークル

番号	グループ名	番号	グループ名
1	長門書道クラブ	17	ながと不動太鼓
2	熱勝	18	ナガワ太極拳
3	アップル	19	うしこが会
4	きくの会	20	黒耀の里ハーモニーズ
5	絵画教室	21	和田囲碁将棋同好会
6	夕月会	22	つるし雛教室
7	山口社中 美峰会	23	手しごと工房和田宿
8	パドルクラブ	24	和田陶芸クラブ
9	ハワイアンフラ長和教室	25	長門郷土史研究会
10	吟友会	26	絵画クラブ
11	長和グリーンハーモニー	27	姫木カラオケの会
12	長久保甚句保存会	28	長久保絵手紙の会
13	ハイビスカスの会	29	マイレ フラストアジオ
14	手づくなの会	30	長和川柳会
15	和田獅子太鼓	31	和布の会
16	愛宕山写真クラブ		

※一部活動休止中の団体あり

2023 年 4 月現在

団 体 名	人 員	団 体 名	人 員
長和町マレットゴルフ協会	55 人	長和町グラウンドゴルフ愛好会	20 人
長和町ゲートボール協会	22 人	ロングゲート（バドミントン）	30 人
長和町ソフトテニスクラブ	18 人	和田愛球会（マレットゴルフ）	25 人

町体育協会加盟団体

団 体 名	人 員	団 体 名	人 員
長門スキークラブ	54 人	長和町ゴルフクラブ	41 人
長和町ソフトボール連盟	17 人	ながわ太極拳	14 人
長和町ビーチボールバレークラブ	10 人		

2023 年度実績

3. 高齢者の就労の促進

人生 100 年時代を見据え、働きたいと考える高齢者の就労を支援することは、経済的基盤づくりだけでなく、健康の維持や増進、生きがいづくりといった様々な意義・目的を持ちます。意欲を持った高齢者が自らの知識や技能を活かしながら、労働力の担い手として活動できるよう、関係機関と連携しながら高齢者の就労に対する理解の促進、就業機会の提供、就業に関する情報提供に努めていきます。

（1）シルバー人材センター活動の支援

町では、高齢者の地域社会における就業機会の確保について、主にシルバー人材センターがその役割を担っています。高齢化の進展や就労意欲の高まりにつれて、60 歳以上の方のシルバー人材センター加入率は、全国と比較しても常に高い加入率を維持しており、就業希望者のための雇用の場の確保が一層必要となります。

高齢者の就業の場を確保し、個々の希望に応じた仕事の紹介や指導を行うとともに、就業先を確保するための広報宣伝活動の強化や高齢者が就業可能な新規分野の開拓などの取り組みが求められています。

町では、今後も引き続き安定的な高齢者の就業機会確保の基盤となるシルバー人材センターの運営を支援し、就労を通じた高齢者の生きがいづくりや地域への社会参加の機会増進に努めていきます

（2）就業機会の支援

高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲と能力のある高齢者が新たな職業に就くために必要となる知識や技術を習得する研修や講習、訓練などを公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら支援していきます。

4. ボランティア活動の支援

高齢者が地域においてボランティア活動を行うことは、健康で自立した生きがいのある生活につながり、地域社会にとっては長年培ってきた知識や経験を活かすことにより活性化につながります。

町では、長和町社会福祉協議会においてボランティアを希望する個人や団体の登録、人材育成のための講習会・研修会を実施し、ボランティアの確保やスキルアップを行うとともに、広域や県単位で開催される研修会などにも参加しています。

また、移動支援や家事支援等を行う「支え合いサポート事業」を実施しており、年々利用者が増えてきています。

今後も、社会福祉協議会や関係機関との協働により、地域課題を住民自らが解決する「地域共生社会」の考え方を共有しつつ、高齢者が生きがいとして積極的にボランティア活動へ参加できる環境づくりと支援体制の構築に努めます。

ボランティア団体等の状況

団体名等	登録者数	開催回数	延べ参加者数
あゆみ会	54 人	39 回	136 人
赤十字奉仕団	103 人	2 回	78 人
傾聴ボランティア「ラポール」	16 人	142 回	280 人
声のおたより	15 人	12 回	162 人
支え合いサポート	91 人	453 回	453 人
おたっしゅサポーター	11 人	12 回	72 人
災害ボランティア	27 人	3 回	44 人
	317 人	663 回	1,225 人

2023 年度実績見込

5. シニアクラブ活動の支援

シニアクラブは、高齢者などが自立した生活を送り、生きがいや健康づくりとともにさまざまな社会活動を通じて老後の生活を豊かなものにし、明るい地域社会づくりのための活動に取り組んでいます。

しかしながら、シニアクラブ連合会の活動は活発であるものの、役員のなり手不足などの理由によりクラブ数、会員数ともに年々減少傾向にあります。

今後、シニアクラブ自体が高齢化社会における福祉の担い手として、その役割を一層発揮できるよう、自主性を尊重しつつ必要な支援や指導、助言などを行いながら活動の活性化と休会クラブの再建に取り組んでいきます。

○シニアクラブの状況

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
クラブ数	7	7	7
会員数	382 人	365 人	365 人

令和5年(2023)4月現在



6. 敬老祝賀事業の実施

多年にわたり社会のために貢献し、豊かな郷土を築き上げていただいた高齢者を敬愛し、長寿の祝福と健康を願うとともに町民の敬老意識の醸成を図るため、敬老祝賀事業を実施しています。

敬老祝賀事業の実施状況

事業名	内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
敬老祝賀事業	77歳以上の高齢者を対象に、記念品を贈呈しています。	1,241人	1,186人	1,178人
金婚式記念写真贈呈	当該年度中に金婚式を迎えるご夫婦を対象に、記念撮影を行い、お祝いの品としてその写真を贈呈します。	8組	4組	10組
米寿記念品贈呈	88歳を迎え、対象となる高齢者に祝状と記念品を贈呈します。	55人	44人	70人
100歳花束贈呈	100歳を迎え、対象となる高齢者に花束を贈呈します。	8人	7人	10人
101歳以上長寿記念品贈呈	対象となる101歳以上の高齢者に記念品を贈呈します。	4人	9人	10人

7. 社会福祉協議会事業

長和町社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、民生委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れた地域で安心して生活が継続できる「福祉の町づくり」の実現を目指し、高齢者や障がい者等の在宅生活を支援するための福祉サービスのほか、多様な福祉ニーズに corres 応するために、地域特性を踏まえながら創意工夫を凝らした事業に取り組んでいます。

今後も、一人暮らしや自宅などにこもりがちな高齢者を対象にした交流事業や、低所得者、在宅介護者への支援事業などを行いながら、高齢者等が地域住民の一員として日常的に地域と関わりを持てるための事業に取り組んでいきます。

○高齢者対象事業の実施状況

事業名	内容	実績
ふれあいの旅	65歳以上の一人暮らしの高齢者を対象にこもりがちの防止と仲間づくりや交流の場を確保するため、観光地や温泉などに出かけます。	62人
紙おむつ補助	在宅介護の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどにかかる費用を20%助成します。	19人
在宅介護用具貸与	在宅介護に必要な物品を貸与することにより、日常生活における利便と介護者の軽減負担を図ります。	
	【保有物品】 電動ベッド 29台 車椅子 22台 シルバーカー 4台 歩行器 2台	28台 11台 4台 2台

2023年度実績見込

第8章 持続可能な介護サービス運営体制の整備

第1節 介護保険給付費等の推計について

第9期計画における、介護保険給付の円滑な実施のため、各年度における種類ごとの介護（介護予防）サービス・地域支援事業の量を見込み、介護保険事業に要する費用に充てるため、3年間ごとに保険料額を設定します。

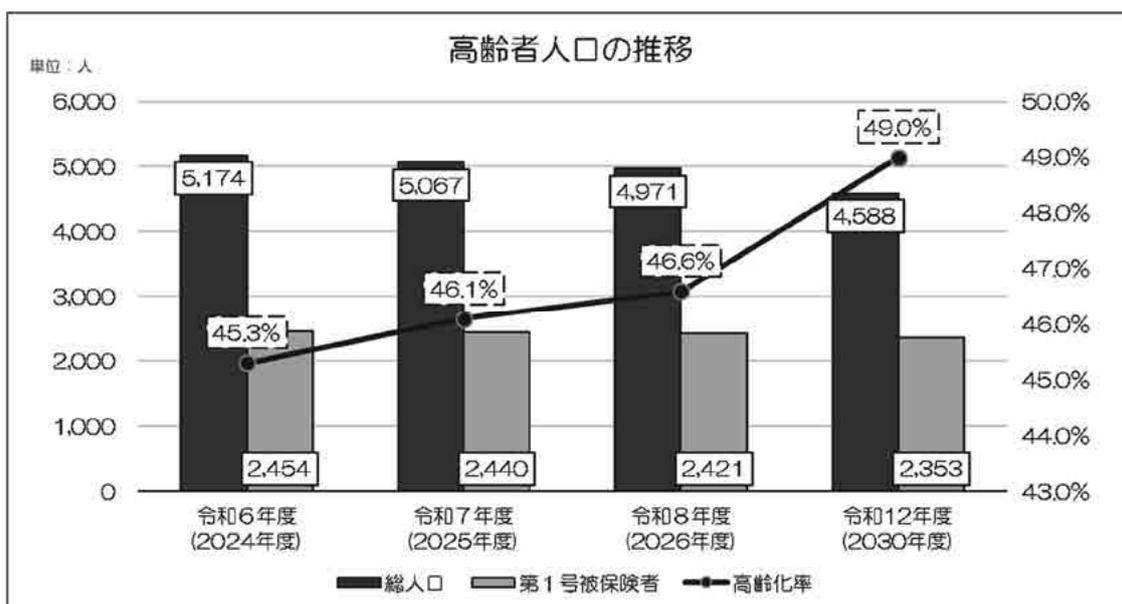
介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正等を踏まえ、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）及び令和12年度（2030年度）の第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数を推計したうえで、過去の利用者数及び給付実績をもとに、同期間内における各サービス等の給付見込みを年度ごとに推計して算出しています。

第2節 高齢者の人口推計

過去の住民基本台帳及び国勢調査の年齢階層級別人口をもとに、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計（令和5年度（2023年度）推計）」において用いられた純稼働率等から第1号被保険者数を推計した結果、これまでと同様に年々減少していく見込みです。

（単位：人）

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
前 期（65歳～74歳）	1,085	1,060	1,030	913
後 期	1,369	1,380	1,391	1,440
75歳以上84歳	769	795	809	867
85歳以上	600	585	582	573
第1号被保険者数	2,454	2,440	2,421	2,353
総人口	5,174	5,067	4,971	4,588
高齢化率	45.3%	46.1%	46.6%	49.0%



第3節 要支援・要介護認定数の推計

第8期計画期間中における認定者数や認定率をもとに、第9期計画期間中の認定者数を推計した結果、全体の認定者数はほぼ横ばいで推移していくと想定しています。

一方で、第1号被保険者数は減少していくことから、令和12年度（2030年度）では認定率が20%になることが想定されています。

(単位：人)

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
認定者総数	476	474	475	476
要支援1	41	42	40	40
要支援2	61	61	62	63
要介護1	118	118	119	121
要介護2	89	88	88	88
要介護3	69	68	68	67
要介護4	65	64	64	64
要介護5	33	33	34	33
うち第1号被保険者数	471	469	470	471
要支援1	40	41	39	39
要支援2	59	59	60	61
要介護1	117	117	118	120
要介護2	89	88	88	88
要介護3	69	68	68	67
要介護4	64	63	63	63
要介護5	33	33	34	33
認定率	19.2%	19.2%	19.4%	20.0%

第4節 介護給付費の見込み

1. 介護予防サービス給付費の見込

要支援1・2と認定された方を対象に提供される介護予防サービスは、心身の状態の悪化をできる限り防ぎ、自身ができることの維持・向上を目的としたサービスで、いつまでも生きがいを持って生活を送っていくために必要なサービスです。

第8期計画期間中における実績値をもとに、第9期計画期間中の給付費を推計した結果は次のとおりです。今後も重度化を防ぎ、住み慣れた住まいや地域での生活を支援できるよう取り組んでまいります。

介護予防サービス給付費の見込

単位：千円

介護予防サービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
訪問介護	8,004	8,015	7,795	7,795
訪問リハビリテーション	2,547	2,550	2,550	2,550
居宅療養管理指導	112	112	112	112
通所リハビリテーション	8,664	8,675	9,197	9,197
短期入所療養介護（老健）	1,522	1,524	1,524	1,570
福祉用具貸与	4,888	5,040	4,884	4,957
小計	25,737	25,916	26,062	26,181

地域密着型介護予防サービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
小規模多機能型居宅介護	2,419	2,422	2,422	2,422

介護予防支援	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
介護予防ケアマネジメント	5,003	5,062	4,956	5,011

合計	33,159	33,400	33,440	33,614
----	--------	--------	--------	--------

2. 介護サービス給付費の見込

居宅サービスは、自宅でサービスを利用しながら自立した生活が送れるように支援するものです。2000年の介護保険制度開始以降、居宅サービスがサービス費用の全体に占める割合は高い状況で推移し、老後の生活を支える重要なサービスとして定着しています。

第8期計画期間中における実績値をもとに、第9期計画期間中の給付費を推計した結果は次のとおりです。今後も引き続き、介護を必要とする方の尊厳が保持され、できる限り住み慣れた住まいや地域で、本人の選択に基づくサービスが提供され、安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。

介護サービス給付費の見込

単位：千円

介護サービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
訪問介護	41,402	41,023	43,284	43,754
訪問入浴介護	997	998	998	998
訪問看護	25,835	25,867	25,867	26,532
訪問リハビリテーション	13,761	13,589	13,549	13,994
居宅療養管理指導	5,171	4,946	5,024	5,155
通所介護	86,904	83,787	84,446	87,099
通所リハビリテーション	40,255	40,657	40,769	42,778
短期入所生活介護	10,005	9,928	9,928	9,928
短期入所療養介護（老健）	41,381	40,791	41,955	43,184
福祉用具貸与	20,617	19,865	20,193	20,987
特定福祉用具購入費	706	706	706	706
住宅改修費	1,242	1,242	1,242	1,242
特定施設入居者生活介護	60,241	60,317	60,317	60,317
小計	348,517	343,716	348,278	356,674

地域密着型介護予防サービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
地域密着型通所介護	15,119	15,139	15,139	15,139
小規模多機能型居宅介護	36,091	36,136	36,136	36,136
認知症対応型共同生活介護	37,065	37,111	37,111	37,111
小計	88,275	88,386	88,386	88,386

施設サービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
介護老人福祉施設	189,968	190,209	190,209	184,125
介護老人保険施設	148,327	148,515	148,515	135,546
介護医療院	28,338	28,374	28,374	28,374
小計	366,633	367,098	367,098	348,045

居宅介護支援	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
居宅介護ケアマネジメント	38,103	37,076	37,285	38,418

合計	841,528	836,276	841,047	831,523
----	---------	---------	---------	---------

3. 地域支援事業費の見込

地域支援事業は、地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、介護保険サービスを中心に様々なサービスを利用しながら、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」、「包括的支援事業」の3つから構成されます。（P37）

単位：円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	25,495,000	25,495,000	25,495,000	21,970,766
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	14,790,000	14,790,000	14,790,000	14,037,055
包括的支援事業	4,494,000	4,494,000	4,494,000	4,494,000
合計	44,779,000	44,779,000	44,779,000	40,501,821

4. 標準給付費の見込

第9期計画における標準給付費と地域支援事業費の見込み額は次のとおり推計しています。標準給付費は横ばいに推移するものの、こうした3年間の費用見込み額や被保険者数などから、必要となる第1号被保険者の保険料を算出します。

標準給付費の見込

単位：円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
介護予防サービス給付費	33,159,000	33,400,000	33,440,000	33,614,000
介護サービス給付費	841,528,000	836,276,000	841,047,000	831,523,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	16,912,751	17,069,626	17,035,758	16,744,032
高額介護サービス費等 給付額	18,520,795	18,702,813	18,663,850	18,309,618
高額医療合算介護サービス費 等給付額	2,153,233	2,171,328	2,166,804	2,162,280
審査支払手数料	718,562	724,594	723,086	721,578
合計	912,992,341	908,344,361	913,076,498	903,074,508

5. 適正化の見込

適切なサービスの提供と費用の効率化を通じて、持続可能な制度を構築していくために、国や県、長野県国民健康保険団体連合会、上田地域広域連合等と連携して介護給付適正化事業を推進していきます。

第9期計画期間においては、国の指針や県の計画に基づき、給付適正化事業が「要介護（要支援）認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業に再編し、給付の適正化に努めてまいります。

○ 要介護（要支援）認定の適正化

要介護（要支援）認定事務を委託している上田地域広域連合と連携し、認定調査員の質の向上のための研修会の実施のほか、厚生労働省より提供される「要介護認定業務分析データ」を活用し、当町の要介護（要支援）認定状況を客観的に把握します。

○ ケアプラン等の点検

町内の居宅介護支援事業所に対して、利用者のケアプランを確認し、利用者一人ひとりの状況を的確に把握し、その人の状態にあったプラン作成ができているか確認します。

実施目標	年1回、1件以上のプランの内容確認及びサービス提供が適正であるか確認します。
------	--

また、住宅改修の点検、福祉用具の購入等の点検については、申請内容及び当該ケアプラン、現場写真・見積等により事業内容を確認し、本人の自立支援・介護者の負担軽減等につながるものであるのかを確認します。また、疑義ある場合には事業者への問い合わせを実施します。

実施目標	申請資料の全件を点検し、事業者からの申請前の相談についても対応します。
------	-------------------------------------

○ 縦覧点検・医療情報との突合

長野県国民健康保険団体連合会に委託し、過去に給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス種類・事業所、そして医療情報と合わせて整合性を確認して審査を行い、不適正な介護サービスの提供がないかチェックを行います。

また、町においても適正化システムの各種帳票を確認し、疑義ある場合は事業所等への確認を行います。

第5節 介護保険料基準額の設定

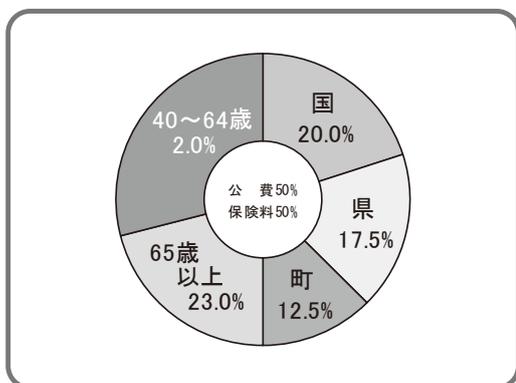
1. 介護給付費、地域支援事業費の財源

介護保険事業の運営は、国・県・町の負担金及び第1号・第2号被保険者からの保険料により総事業費の9割を、介護サービスの利用者から残りの1割（一定所得以上ある方は2割または3割）を負担いただいて財源を確保しています。

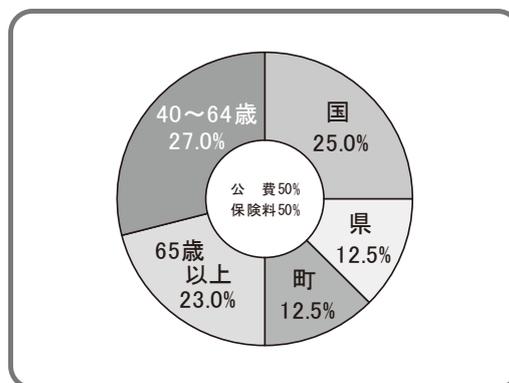
9割の財源についての内訳は、介護給付費、地域支援事業費別に次のとおりになっています。

(1) 介護給付費

① 施設等分



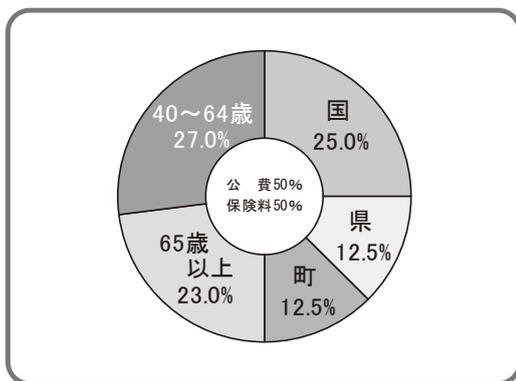
② その他分



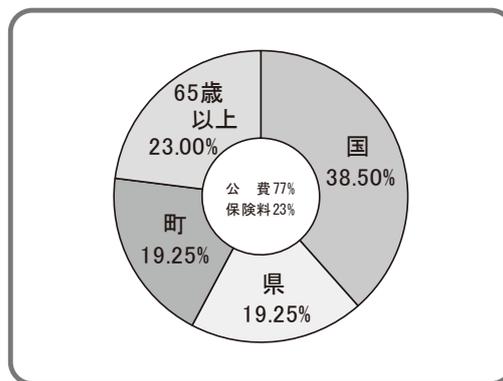
※ 上記2つのグラフにおける国のうち、5～8%程度は調整交付金

(2) 地域支援事業費

① 介護予防・日常生活支援総合事業



② 包括的支援事業・任意事業



3年に一度見直しを行います。中期的に安定した財源確保をする観点から、計画期間の3年間で収支バランスを取る必要があり、原則3年間は同一の保険料で、黒字が生じた場合は、基金に積み立てて、次年度に備えます。

2. 第1号被保険者保険料

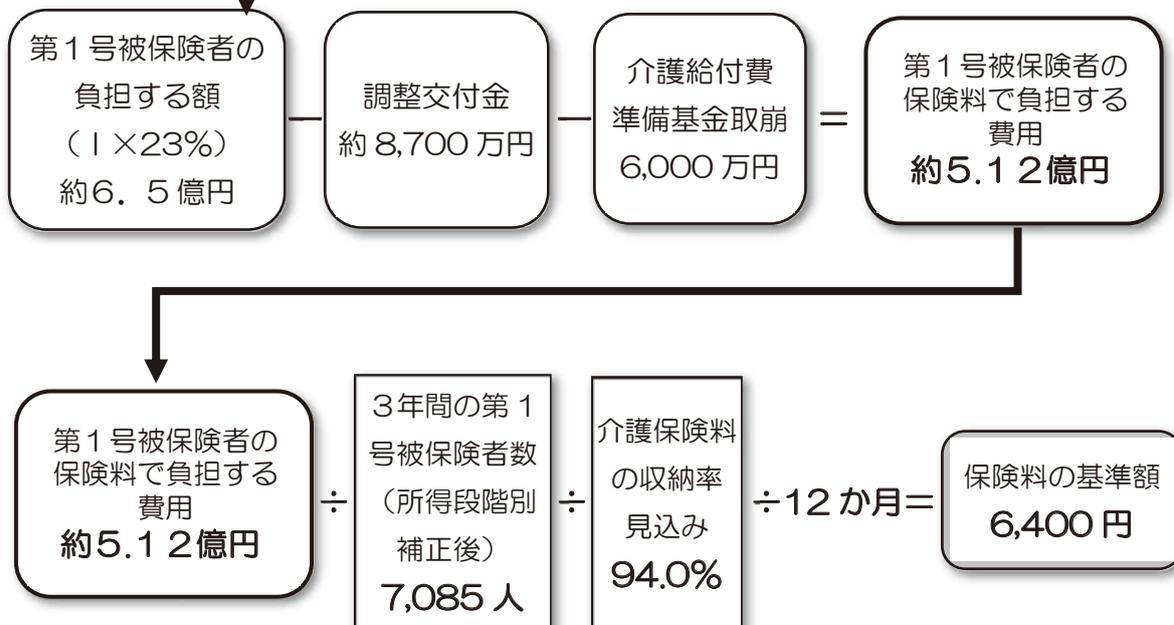
第9期計画における標準給付費、地域支援事業費は下記記載のとおりです。こうした3年間の費用の見込や被保険者数などから、保険料を算出します。

標準給付費等

(単位：円)

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	第9期計画 中 合計
介護予防サービス給付費(A)	33,159,000	33,400,000	33,440,000	99,999,000
介護サービス給付費(B)	841,528,000	836,276,000	841,047,000	2,518,851,000
特定入所者介護サービス費等給付額(C)	16,912,751	17,069,626	17,035,758	51,018,135
高額介護サービス費等給付額(D)	18,520,795	18,702,813	18,663,850	55,887,458
高額医療合算介護サービス費等給付額(E)	2,153,233	2,171,328	2,166,804	6,491,365
審査支払手数料(F)	718,562	724,594	723,086	2,166,242
標準給付費見込額(G)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	912,992,341	908,344,361	913,076,498	2,734,413,200
地域支援事業費(H)	44,779,000	44,779,000	44,779,000	134,337,000
合 計 (I=G+H)	957,771,341	953,123,361	957,855,498	2,868,750,200

○保険料算定方法



中長期的に安定した財源を確保する観点から、計画期間の3年間で収支のバランスをとる必要があり、原則3年間は同一の保険料で、黒字に転じた場合は、介護保険準備基金に積み立てて、次年度及び次期計画期間に備えています。

3. 保険料基準月額の推移

平成12年（2000年）の介護保険制度の創設時の長和町（旧長門町・旧和田村）の保険料基準額は2,328円でしたが、その後の制度の充実や要介護・要支援認定者数の増加、サービス利用者数の増加、介護現場の処遇改善などに伴い、基準額は増加しています。

推計では、高齢者数は減少していくのに対し要介護・要支援認定者数はほぼ横ばいで推移することから、被保険者の負担は今後も高くなることと見込まれています。

その対応として、介護保険準備基金より一定額の取り崩しを行い、第1号被保険者の保険料に充てることで、保険料の過剰な上昇を抑制しています。

保険料基準額（月額）の推移

	基準額	増減額	前期比
第1期（平成12～14年度）	2,328円		
第2期（平成15～17年度）	3,400円	+1,072円	146.0%
第3期（平成18～20年度）	4,100円	+700円	120.6%
第4期（平成21～23年度）	4,300円	+200円	104.9%
第5期（平成24～26年度）	5,000円	+700円	116.3%
第6期（平成27～29年度）	5,700円	+700円	114.0%
第7期（平成30～令和2年度）	5,700円	±0円	100.0%
第8期（令和3～令和5年度）	6,000円	+300円	105.3%
第9期（令和6～8年度）	6,400円	+400円	106.7%

4. 所得段階別の保険料（年額）

第9期計画期間中においては、国の指針により賦課割合を13段階に細分化、また、基準となる合計所得金額の見直しを行いました。各段階の保険料は第5段階を基準とし、各段階の保険料率を乗じ、算定します。

第8期計画より、所得の少ない者に係る公費による軽減が行われており、第9期計画でも継続して行います（P67）。

保険料賦課段階区分

段 階	内 容	
	住民税	基 準
第1段階	世帯全員が 非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下
第2段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円超
第4段階	本人以外の 世帯員に課 税者がいる	<ul style="list-style-type: none"> 本人住民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下
第5段階 (基準)		<ul style="list-style-type: none"> 本人住民税非課税 第4段階に該当しない
第6段階	本人が課税	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額120万円未満
第7段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額120万円以上210万円未満
第8段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額210万円以上320万円未満
第9段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額320万円以上420万円未満
第10段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額420万円以上520万円未満
第11段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額520万円以上620万円未満
第12段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額620万円以上720万円未満
第13段階		<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額720万円以上

保険料

単位：円

段階	第8期			第9期		
	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	0.35	2,100	25,200	0.34	2,180	26,160
軽減後	0.15	900	10,800	0.17	1,090	13,080
第2段階	0.50	3,000	36,000	0.47	3,010	36,120
軽減後	0.25	1,500	18,000	0.27	1,730	20,760
第3段階	0.70	4,200	50,400	0.67	4,290	51,480
軽減後	0.65	3,900	46,800	0.665	4,260	51,120
第4段階	0.90	5,400	64,800	0.90	5,760	69,120
第5段階 (基準)	1.00	6,000	72,000	1.00	6,400	76,800
第6段階	1.15	6,900	82,800	1.22	7,810	93,720
第7段階	1.35	8,100	97,200	1.45	9,280	111,360
第8段階	1.60	9,600	115,200	1.70	10,880	130,560
第9段階	1.80	10,800	129,600	1.90	12,160	145,920
第10段階	2.00	12,000	144,000	2.10	13,440	161,280
第11段階				2.20	14,080	168,960
第12段階				2.40	15,360	184,320
第13段階				2.60	16,640	199,680

資料

第9章 資料

1. 長和町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

○長和町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

平成17年11月1日

告示第72号

(設置)

第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施及び給付対象以外の老人保健福祉事業を含めた地域における老人保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保を図る必要があることから、被保険者等の意見を反映させた老人保健福祉計画を作成するため、長和町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前項の計画について検討し、町長に助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 医療機関
- (2) 議会
- (3) 福祉関係
- (4) 介護者家族
- (5) 婦人団体等
- (6) 介護保険事業者
- (7) 第1号被保険者
- (8) 公募者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が選出する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が終了するまでとし、所属団体等で改選された場合は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

2. 長和町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員名簿

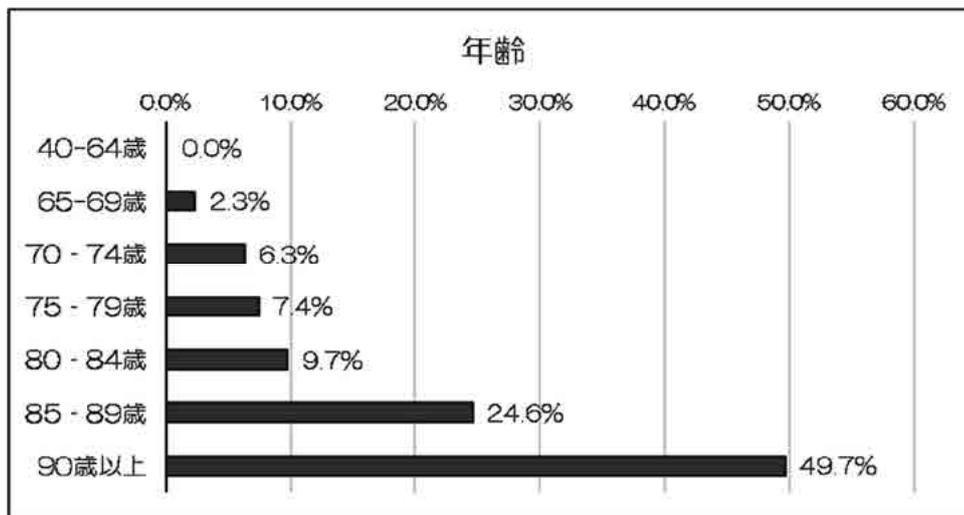
職 名	氏 名	所属機関・団体名
委員長	田福 光規	長和町議会社会文教常任委員長
副委員長	阿部 由紀子	長和町議会社会文教常任副委員長
委員	須山 和弘	依田窪老人保健施設いこい施設長
	尾美 徳子	長和町社会福祉協議会会長
	藤田 憲治	依田窪福祉社会事務長
	児玉 隆一	第 1 号被保険者代表（民協会長）
	竹内 美幸	介護者代表
	竜川 禎	公募者
	高見沢 高明	副町長（行政機関等が選出する者）

3.高齢者実態調査の結果（概要）

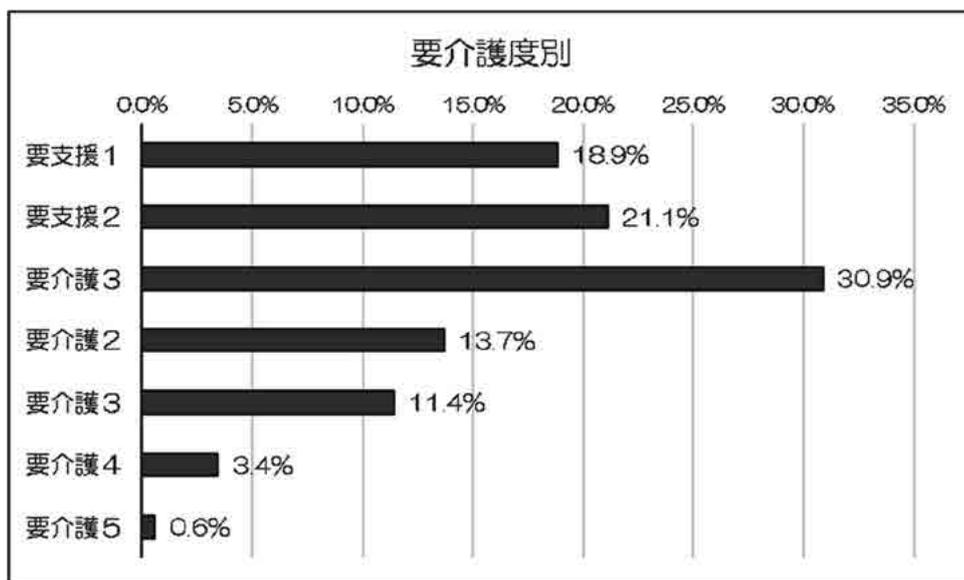
【居宅要介護・要支援認定者等実態調査】 配布数 329 人 回答者数 175 人（回収率 53.1%）

回答の比率（%）は、その質問の回答者を基数として算出し、小数点以下第2を四捨五入しています。単数回答においては、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答においては、比率の合計が 100.0%を超えることがあります。

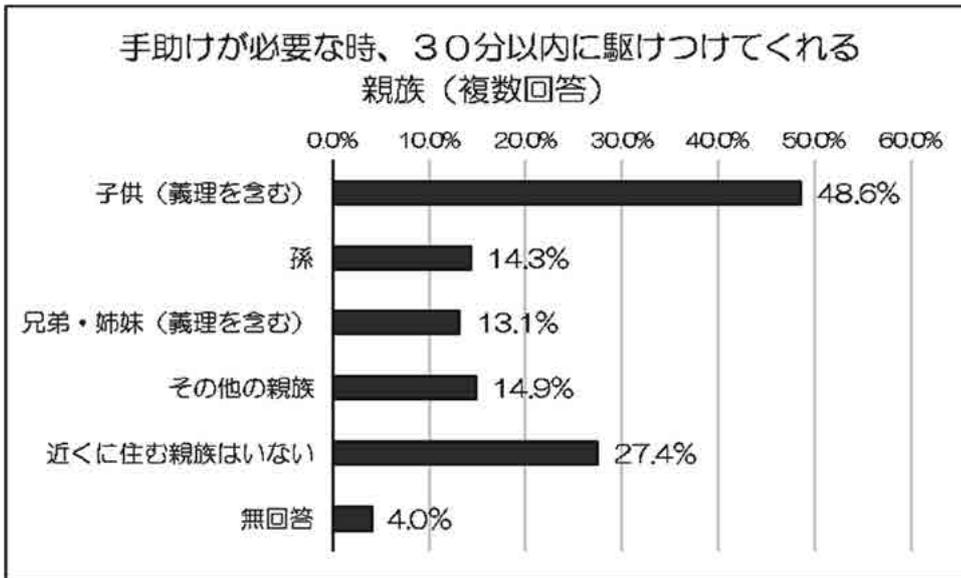
・年齢



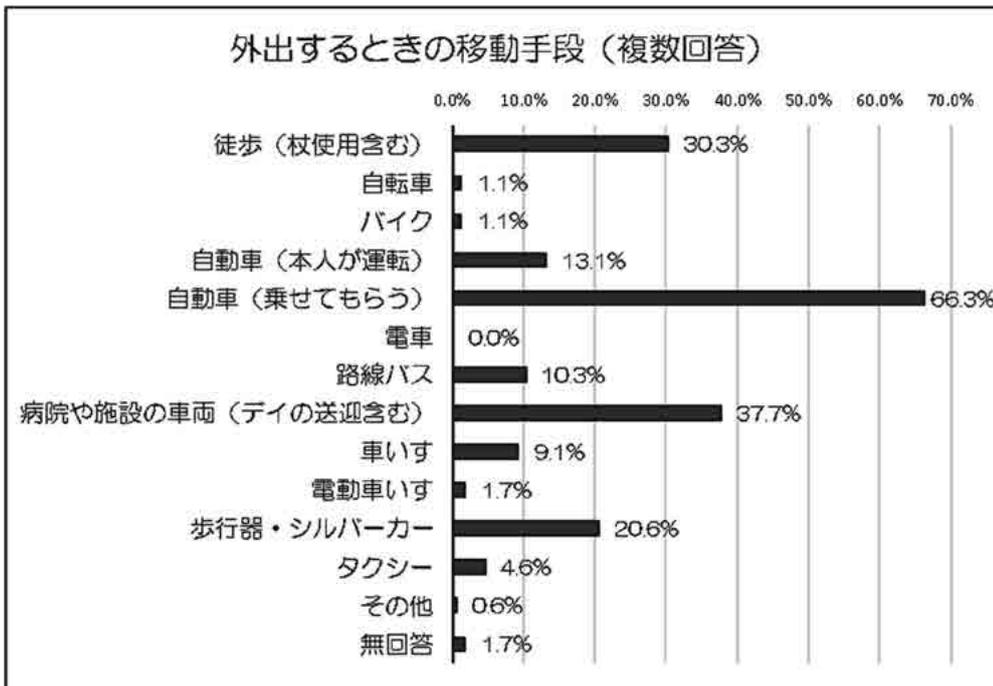
・要介護度別



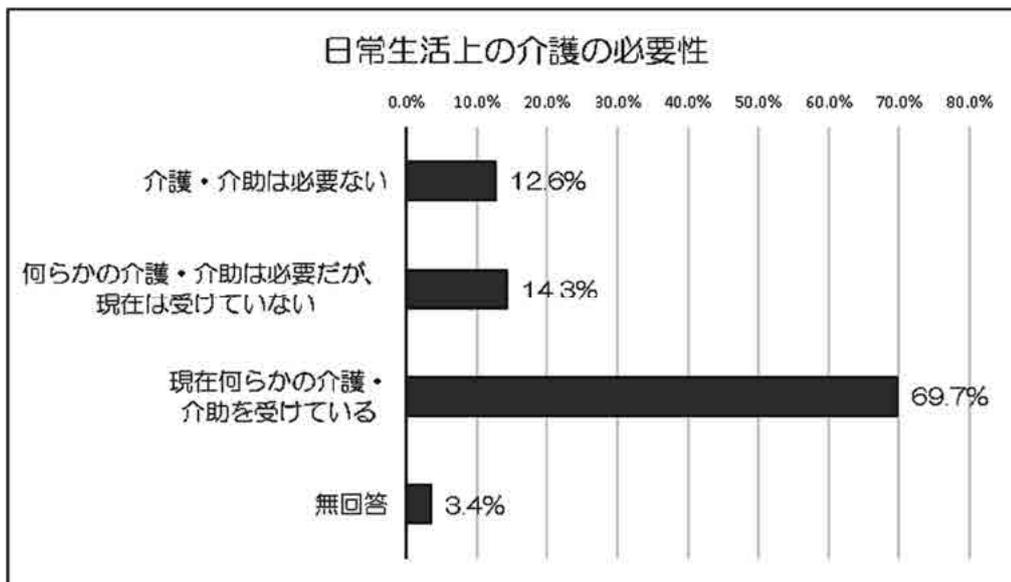
- 手助けが必要な時、30分以内に駆けつけてくれる親族（複数回答）



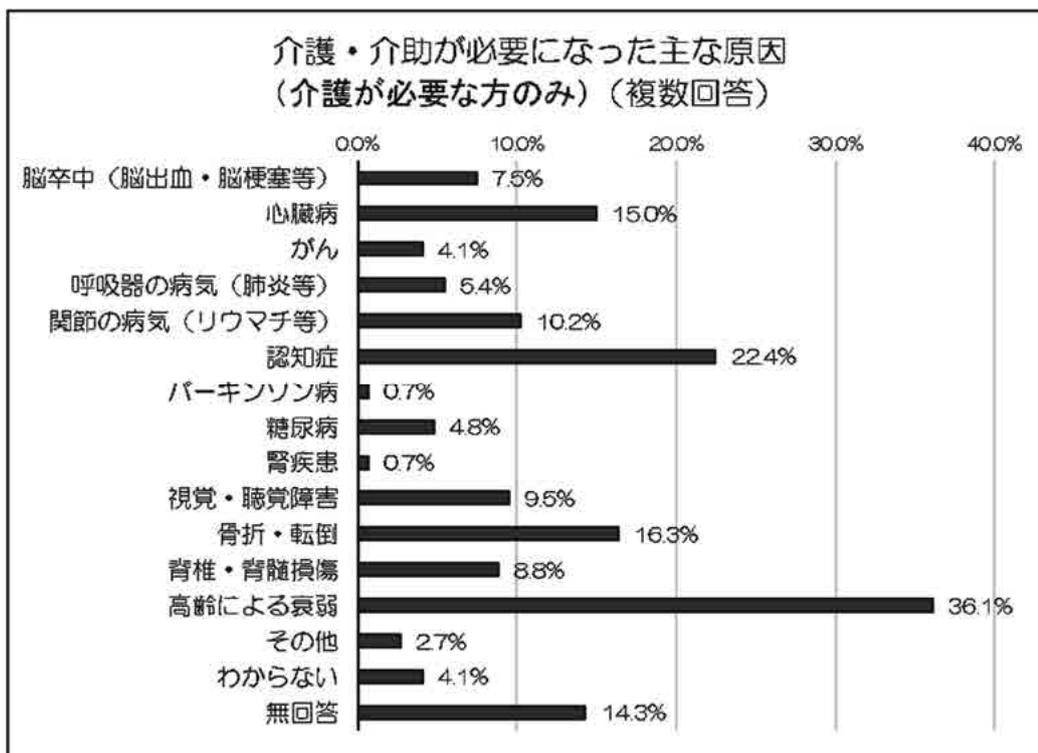
- 外出するときの移動手段（複数回答）



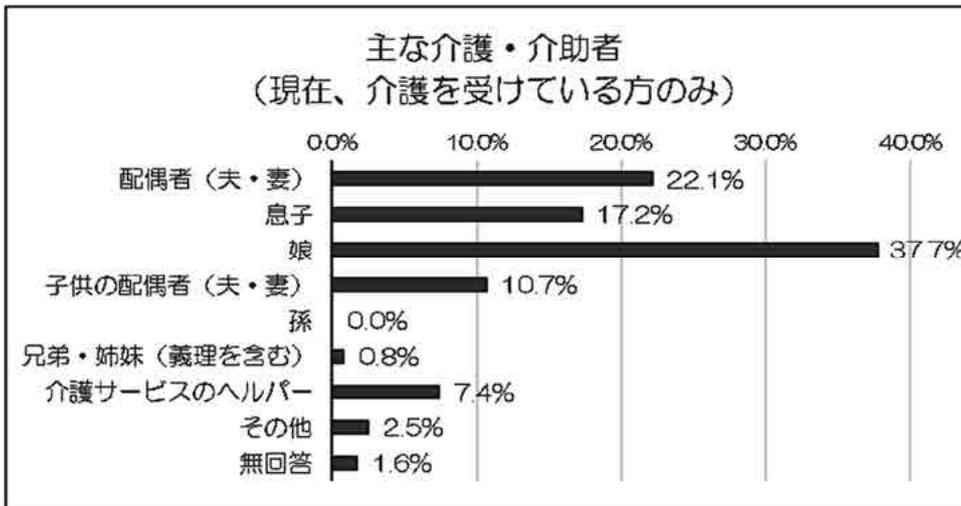
・日常生活の介護の必要性



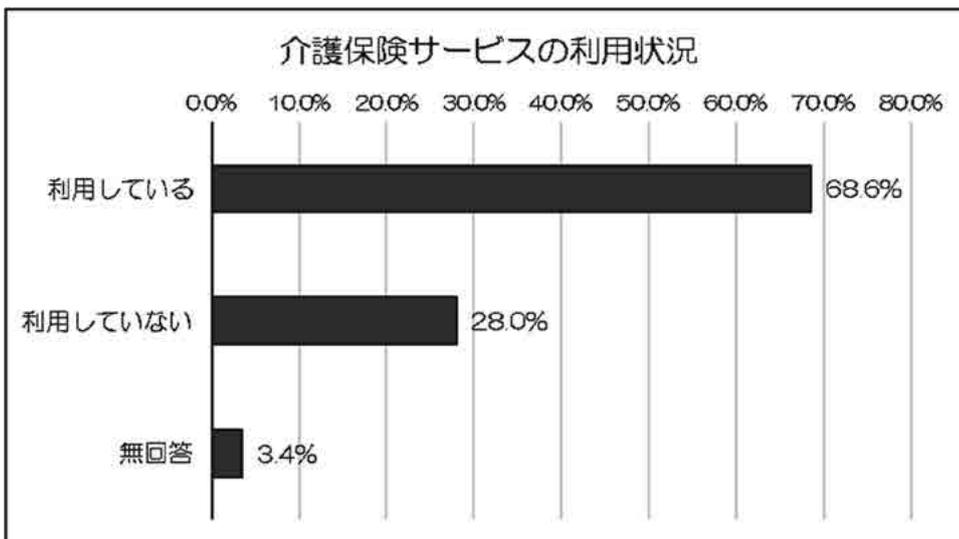
・介護・介助が必要になった主な原因（介護が必要な方のみ）（複数回答）



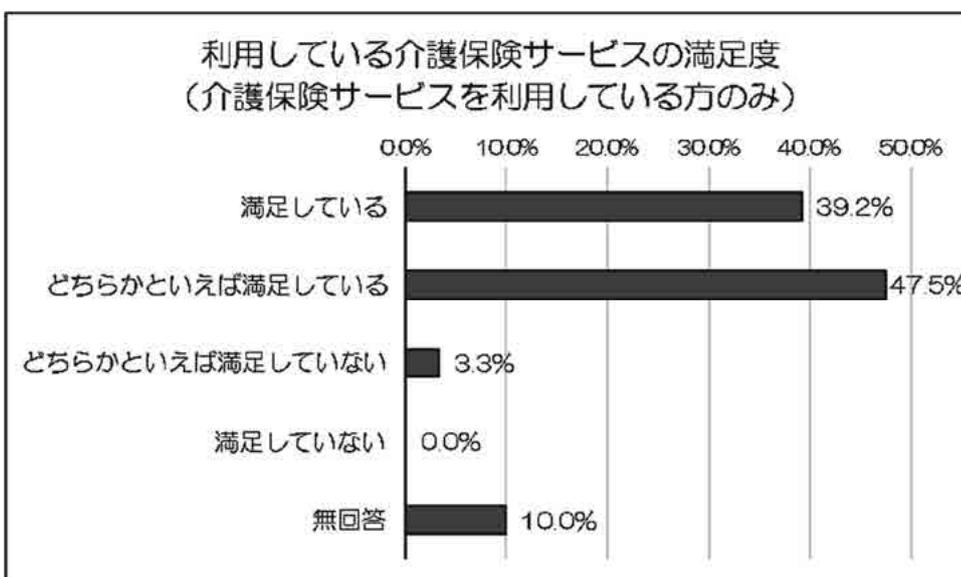
・主な介護・介助者（現在、介護を受けている方のみ）



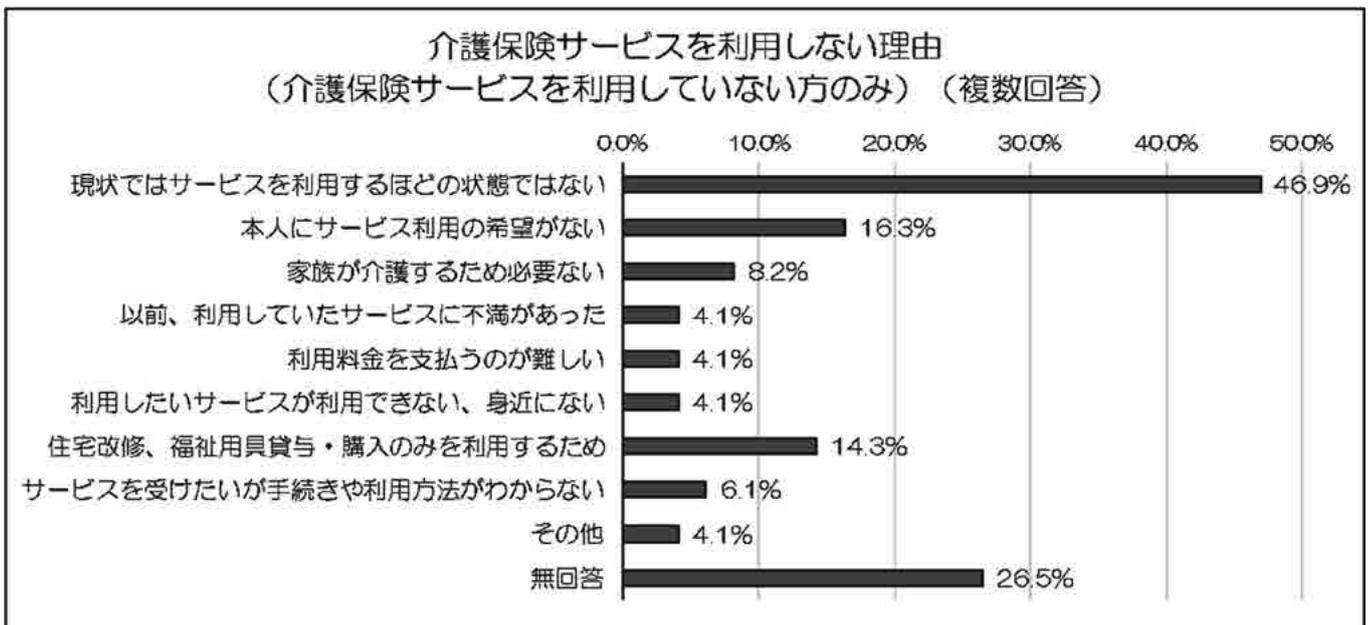
・介護保険サービスの利用状況



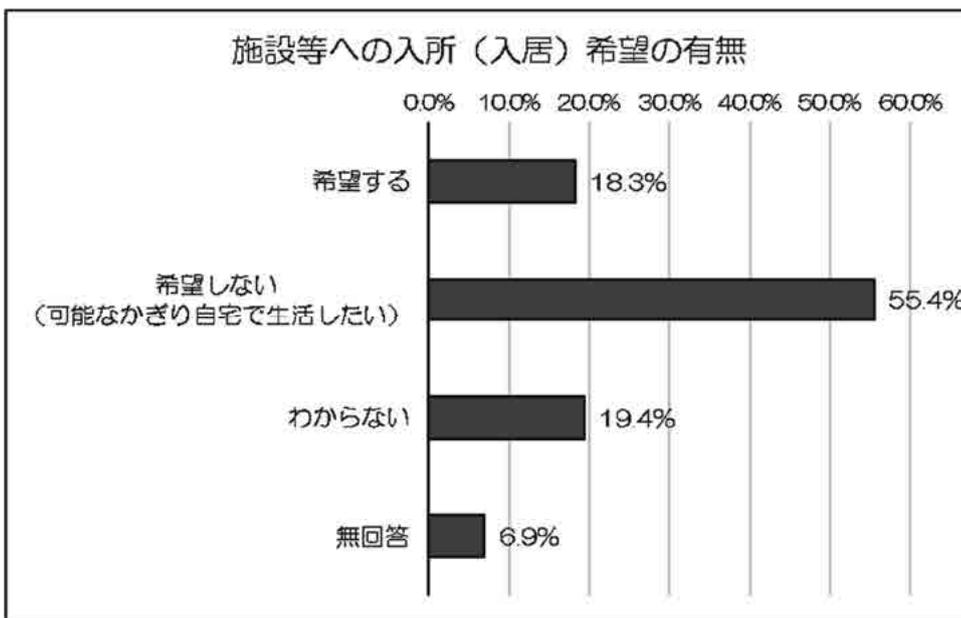
・利用している介護保険サービスの満足度（介護保険サービスを利用している方のみ）



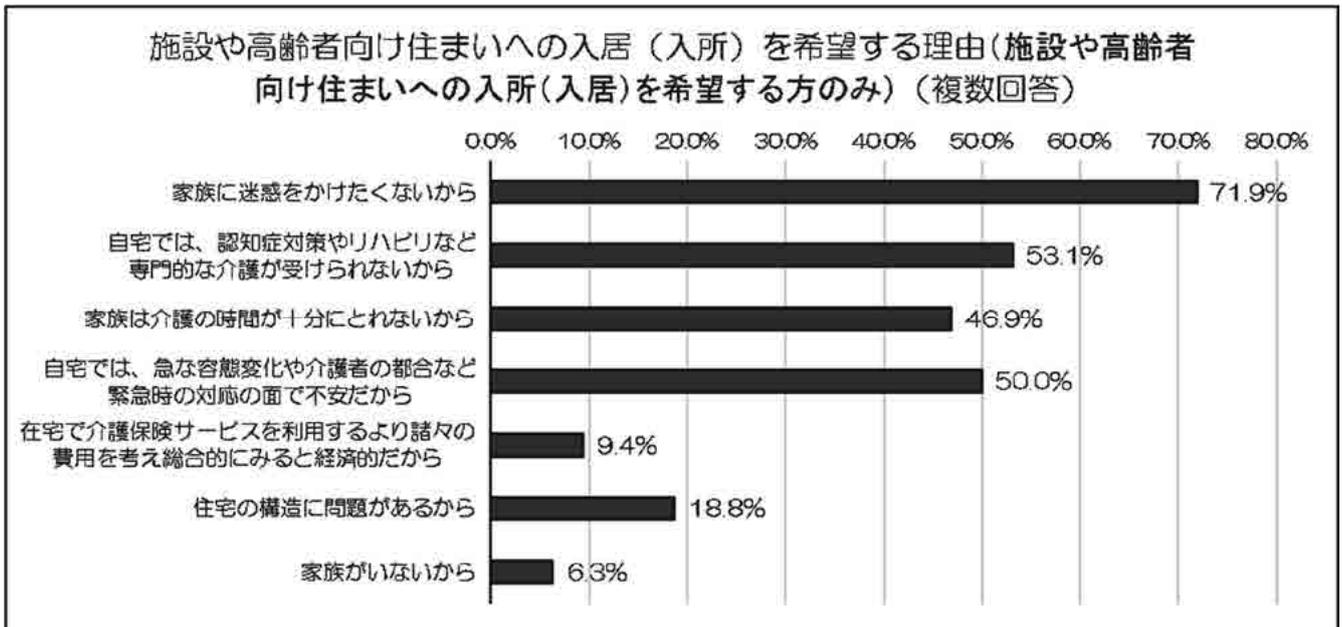
・介護保険サービスを利用しない理由（介護保険サービスを利用していない方のみ）（複数回答）



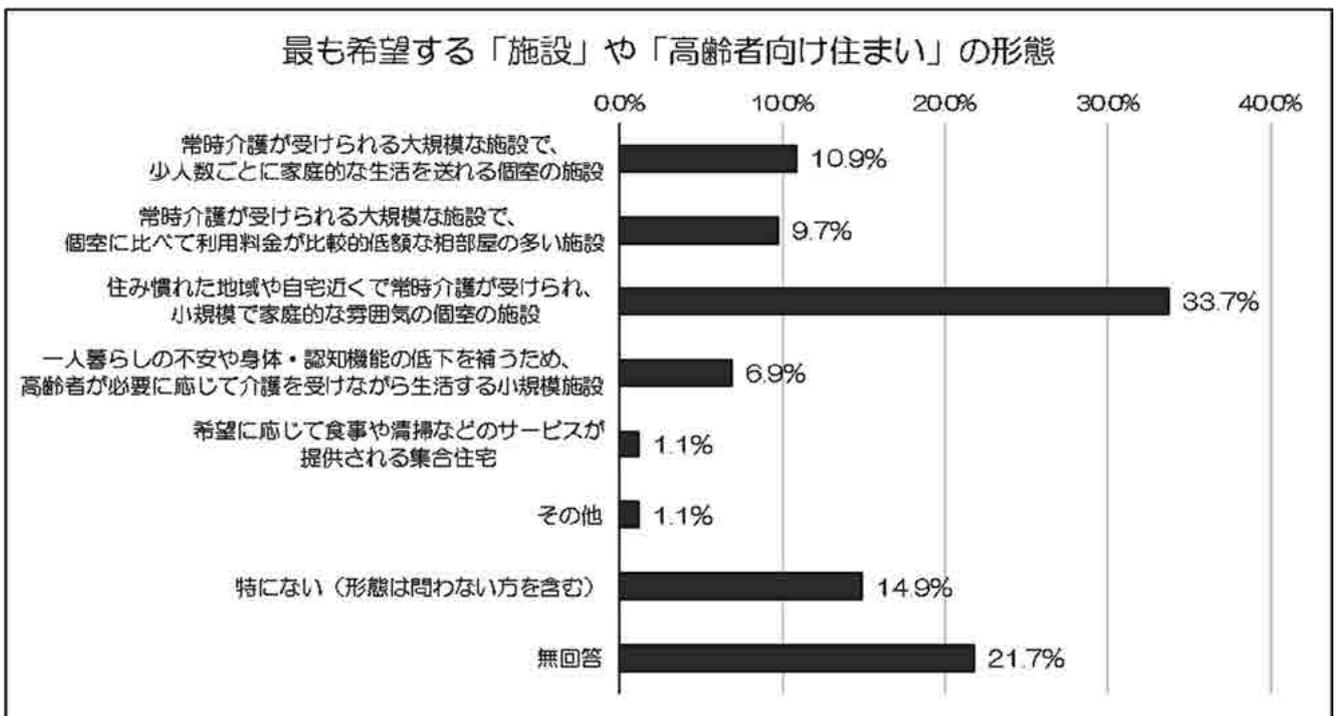
・施設等への入所（入居）希望の有無



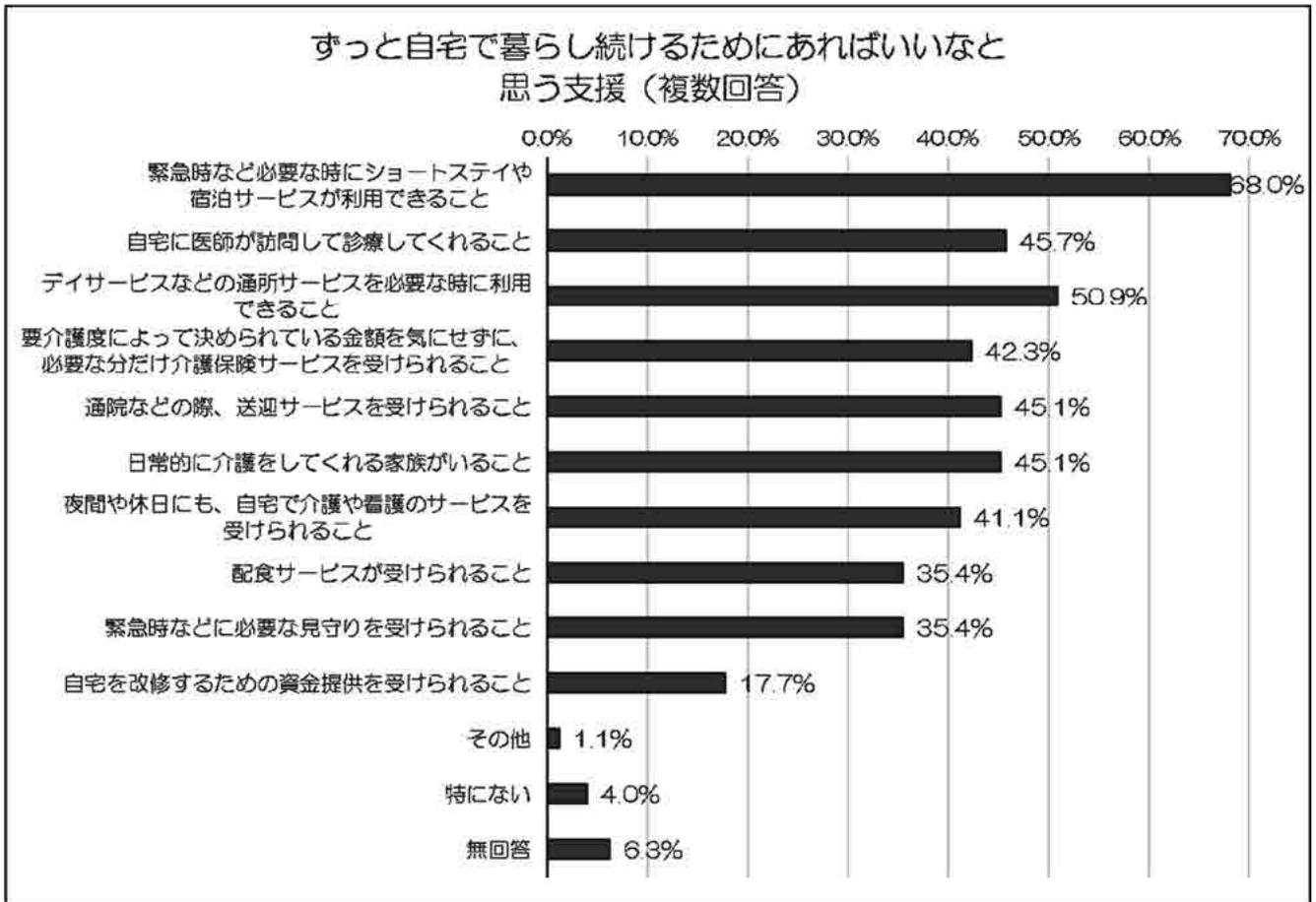
- 施設や高齢者向け住まいへの入居（入所）を希望する理由（施設や高齢者向け住まいへの入所（入居）を希望する方のみ）（複数回答）



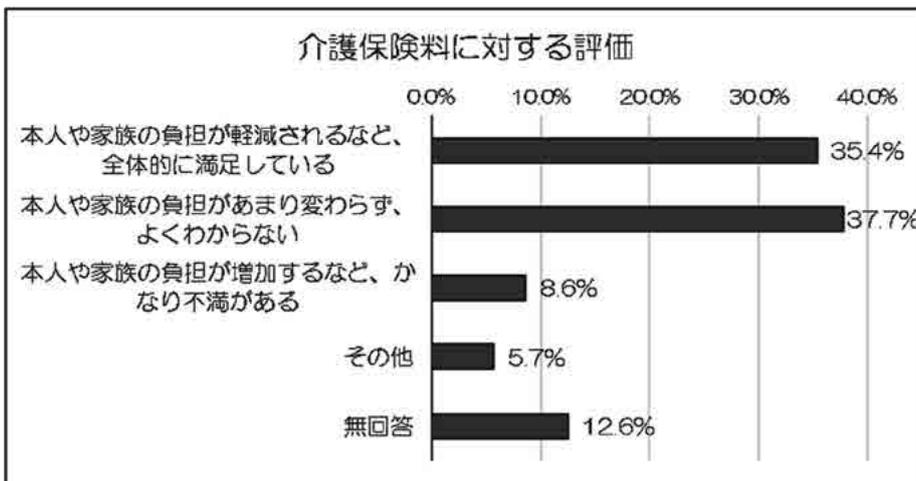
- 最も希望する「施設」や「高齢者向け住まい」の形態



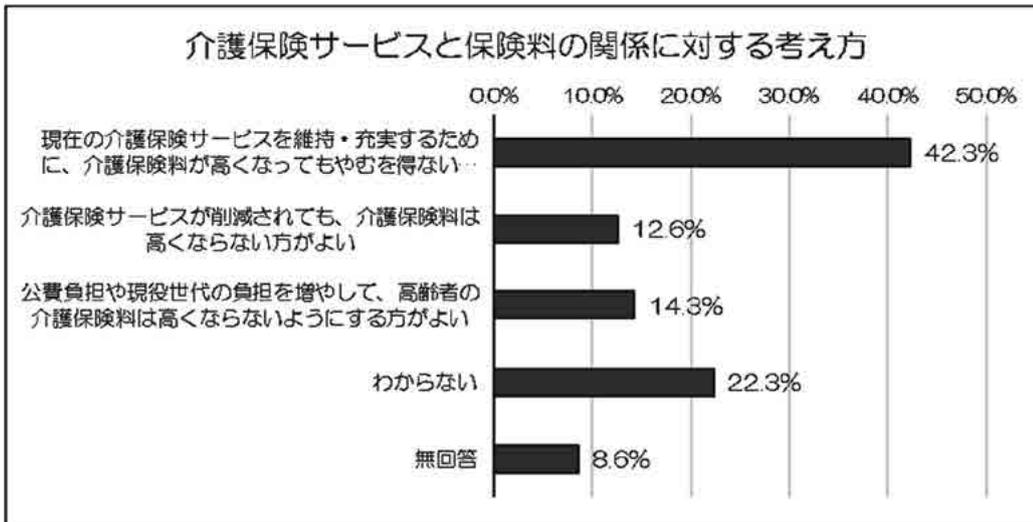
・ずっと自宅で暮らし続けるためにあればいいと思う支援（複数回答）



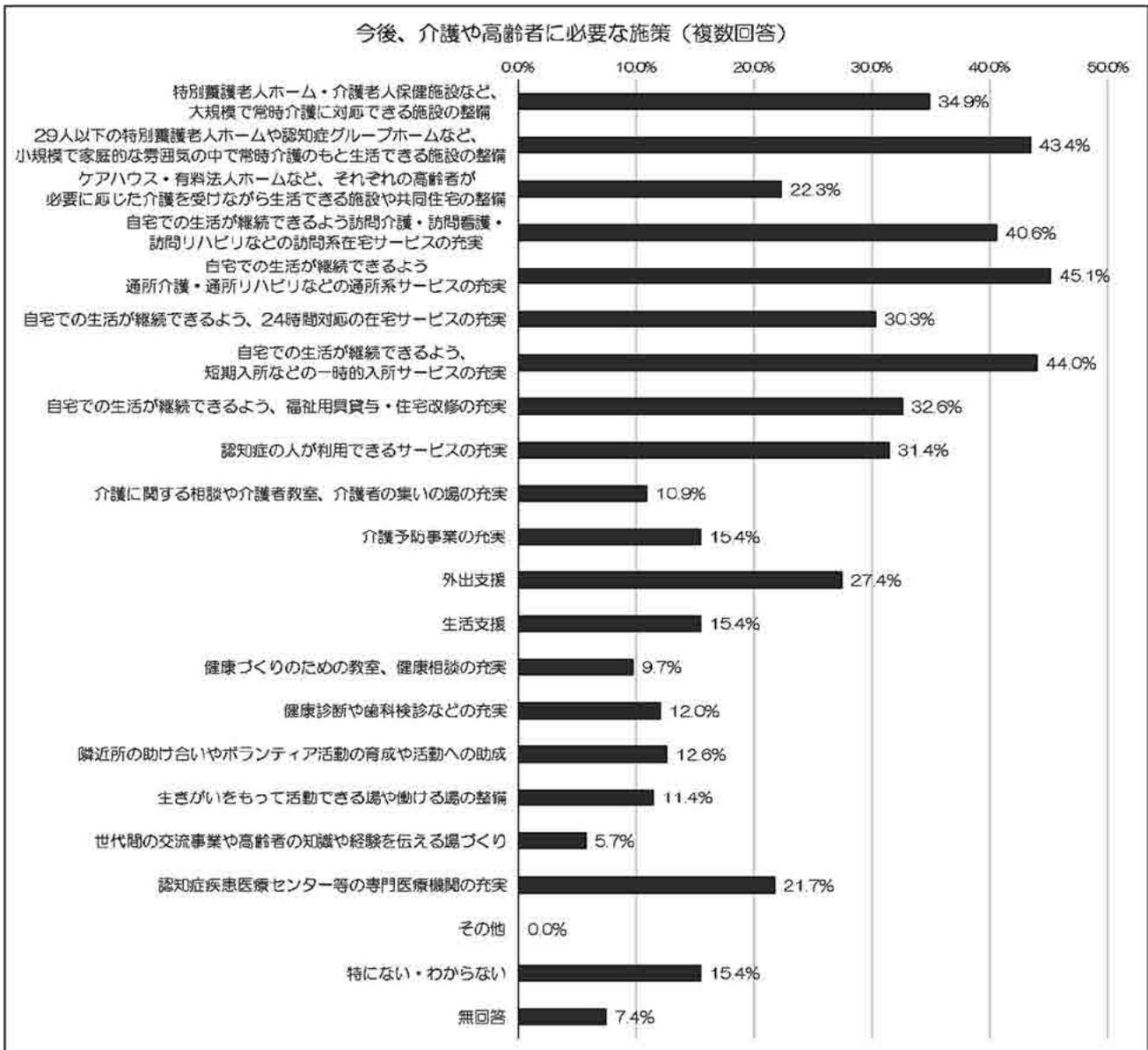
・介護保険料に対する評価



・介護保険サービスと保険料の関係に対する考え方



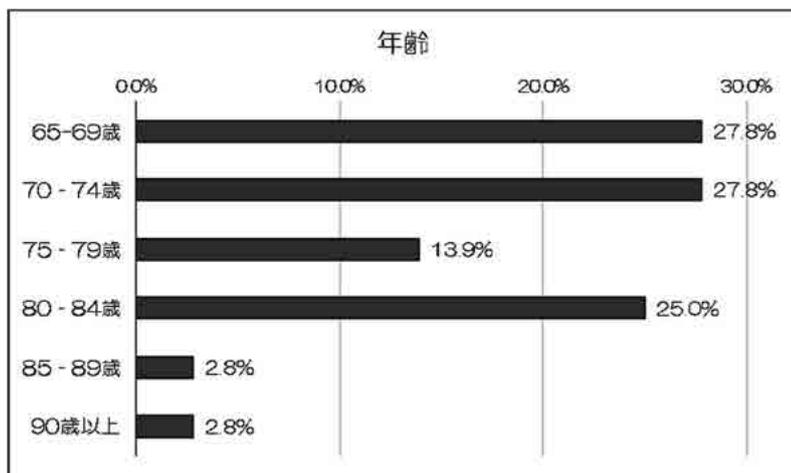
・今後、介護や高齢者に必要な施策（複数回答）



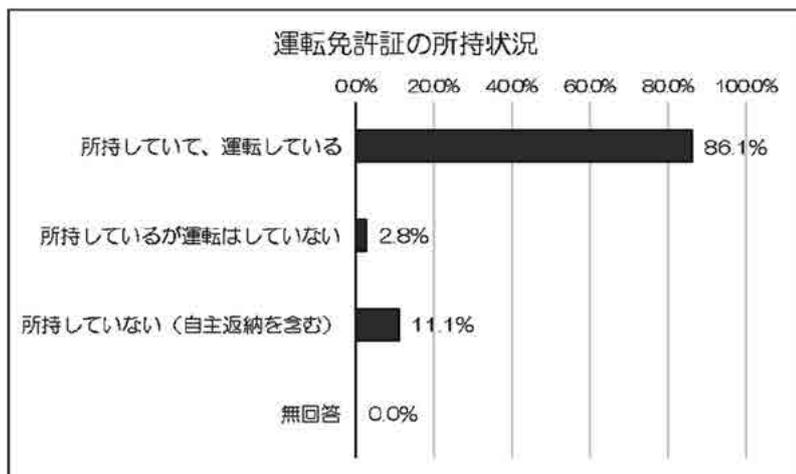
【元気高齢者調査】配布数 50 人 回収数 36 人 （回収率 72.0%）

回答の比率（%）は、その質問の回答者を基数として算出し、小数点以下第2を四捨五入しています。単数回答においては、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答においては、比率の合計が 100.0%を超えることがあります。

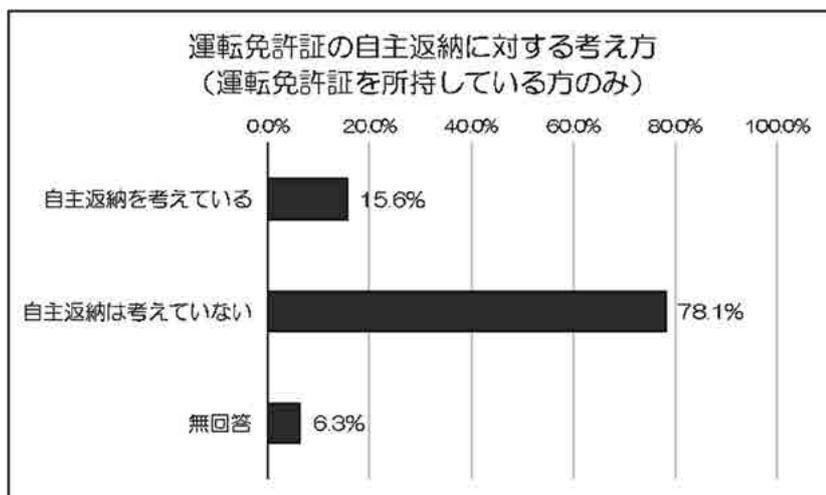
・年齢



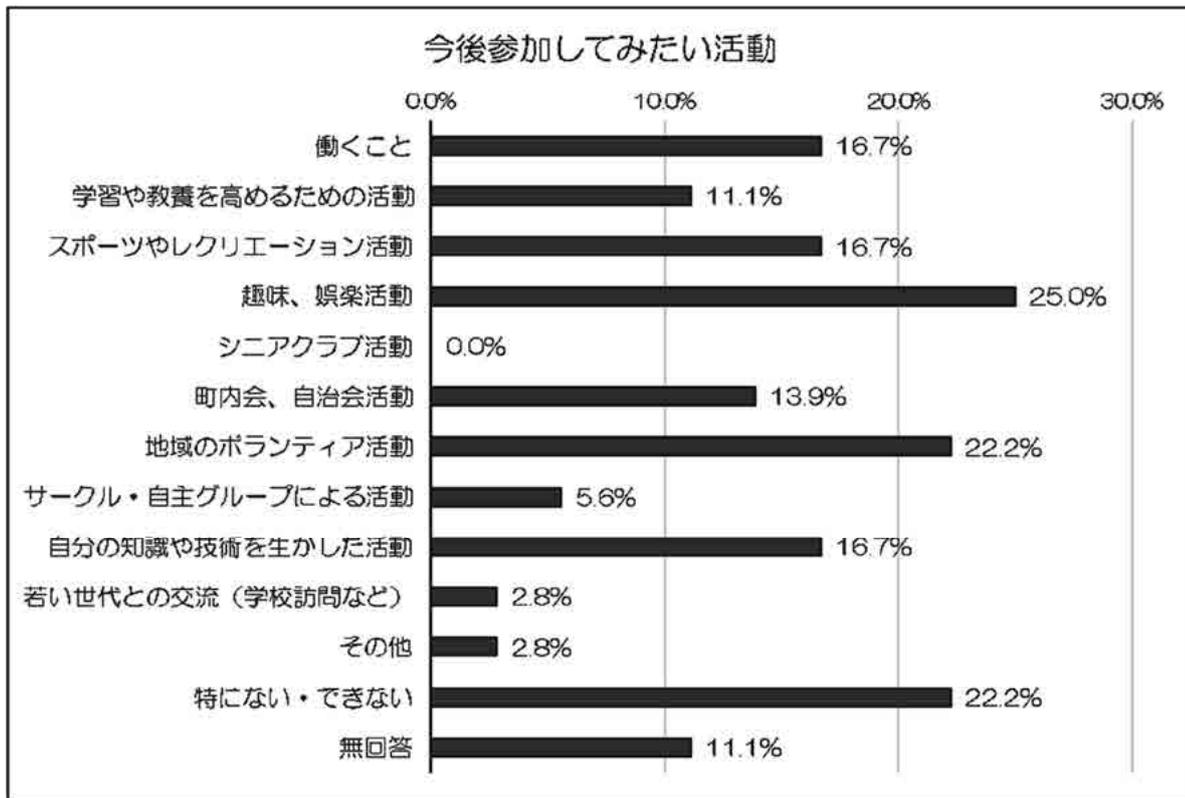
・運転免許証の所持状況



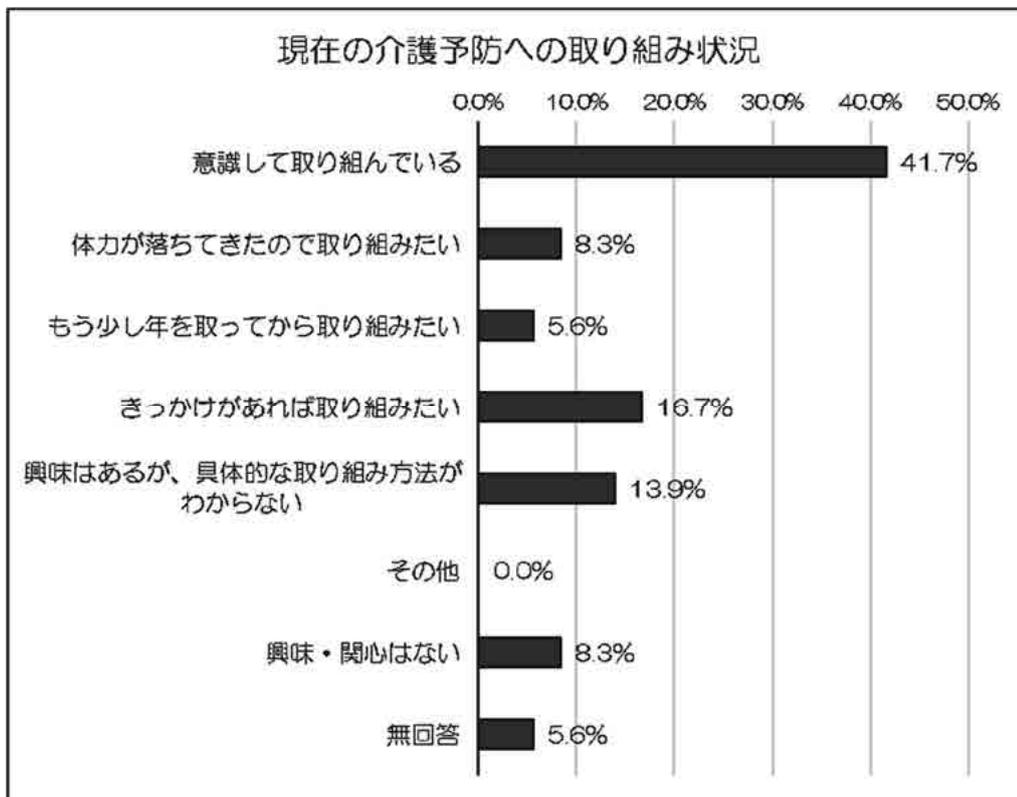
・運転免許証の自主返納に対する考え方（運転免許証を所持している方のみ）



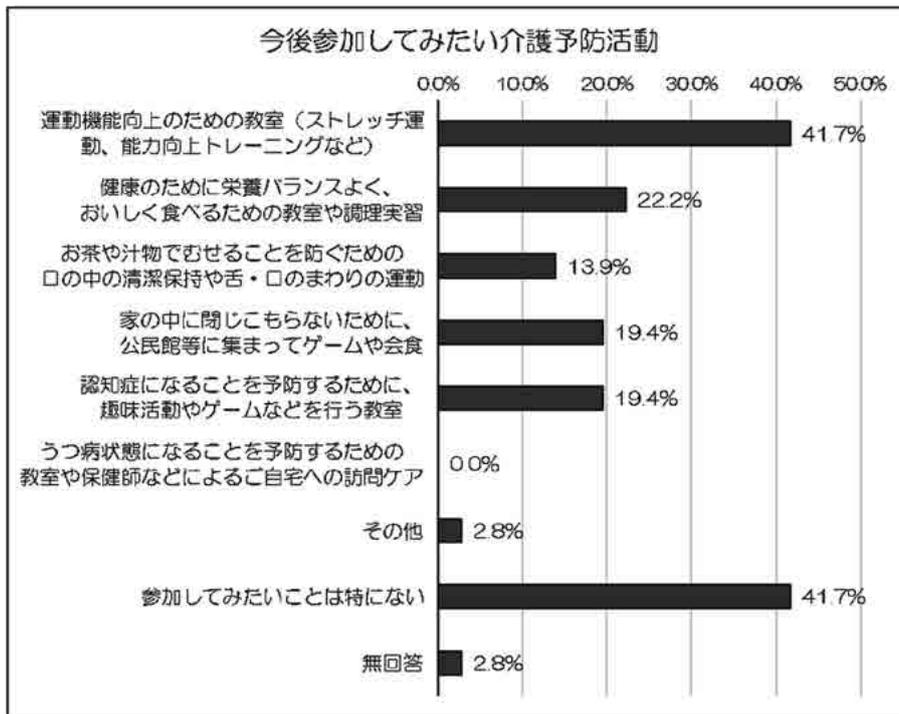
・今後参加してみたい活動（複数回答）



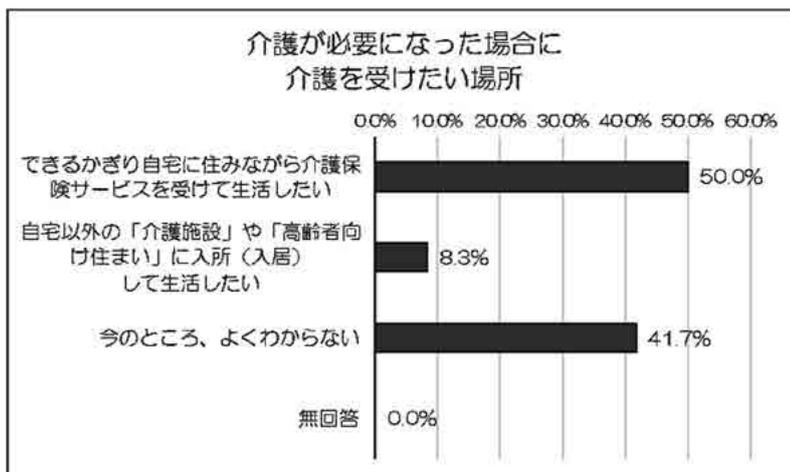
・現在の介護予防への取り組み状況



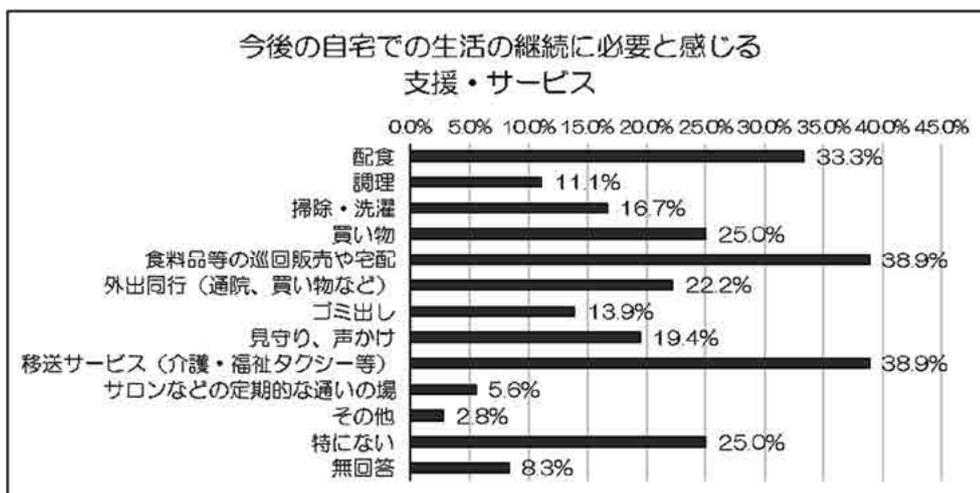
・今後参加してみたい介護予防活動（複数回答）



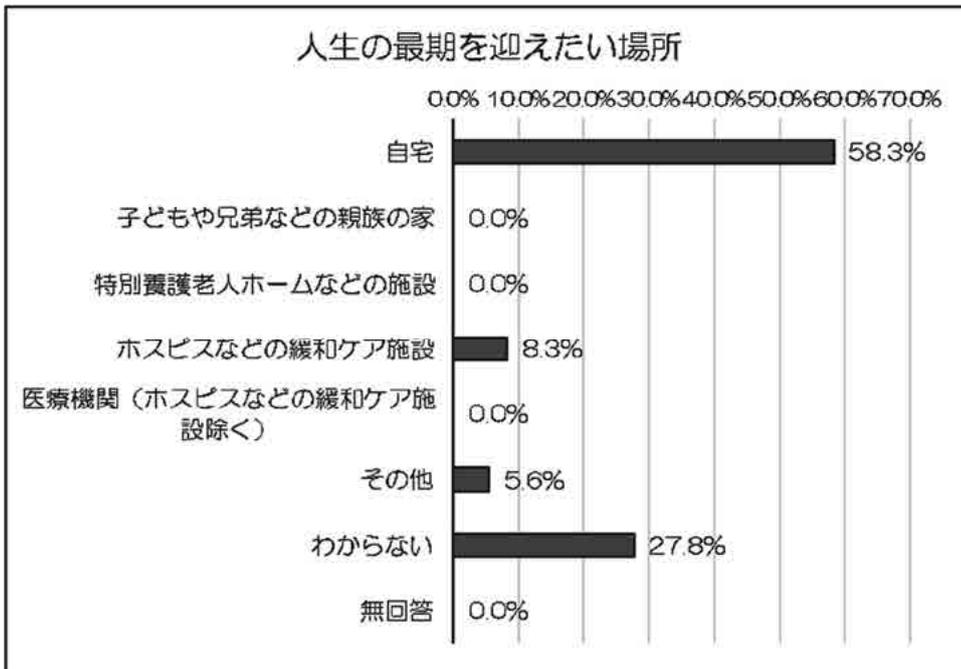
・介護が必要になった場合に介護を受けたい場所



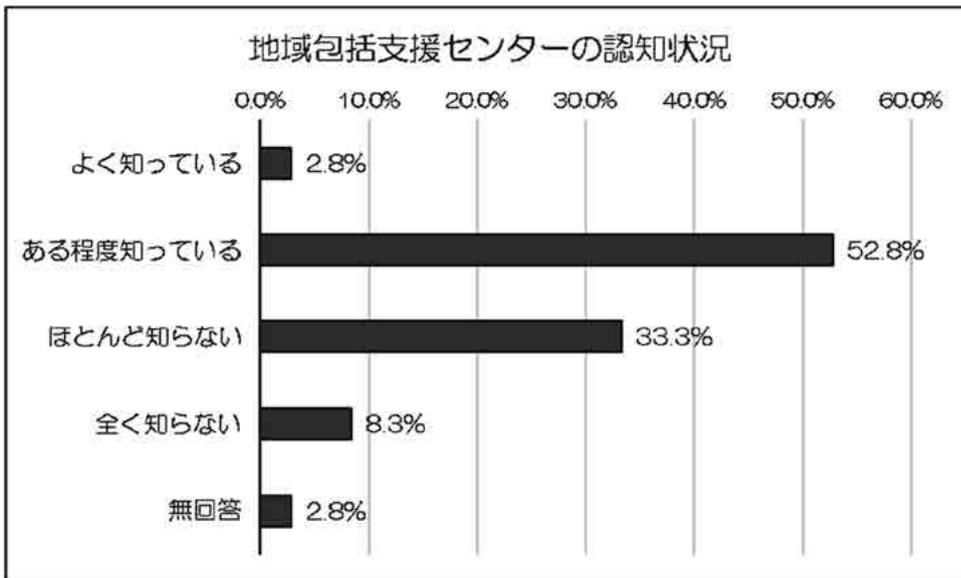
・今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



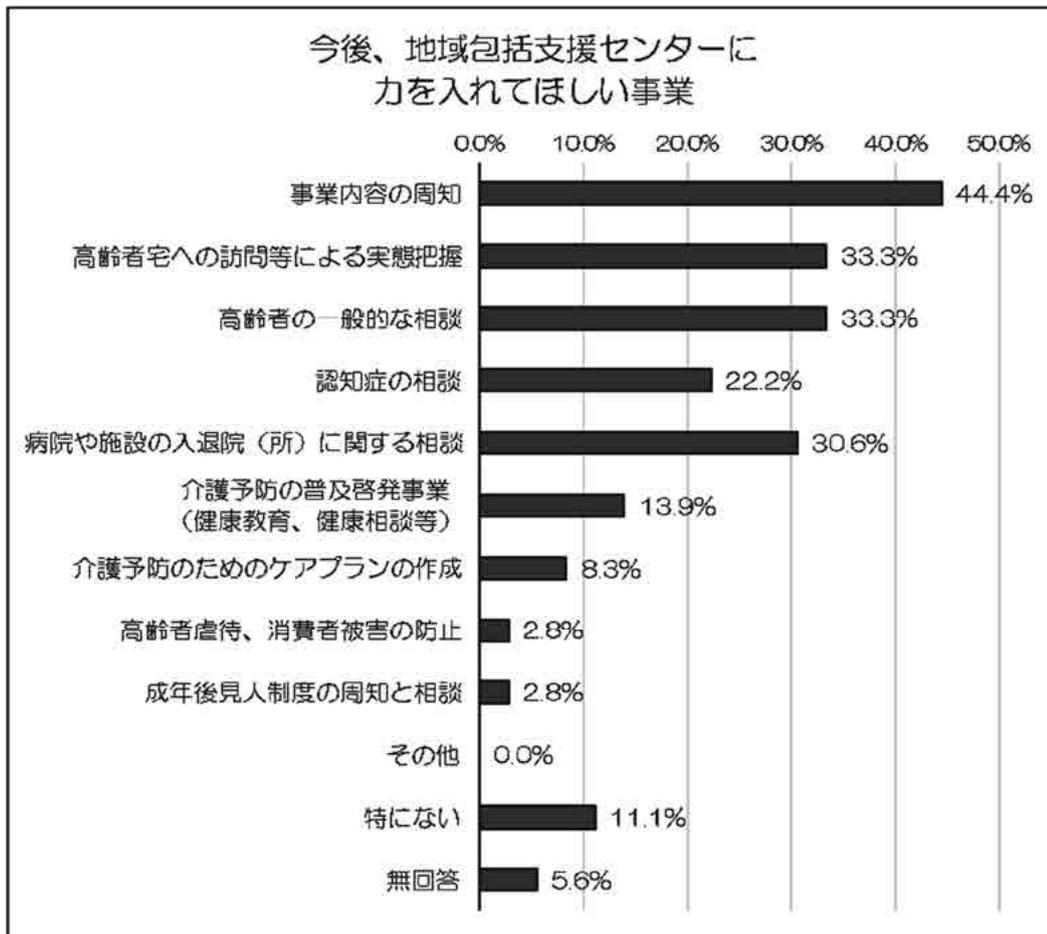
・人生の最期を迎えたい場所



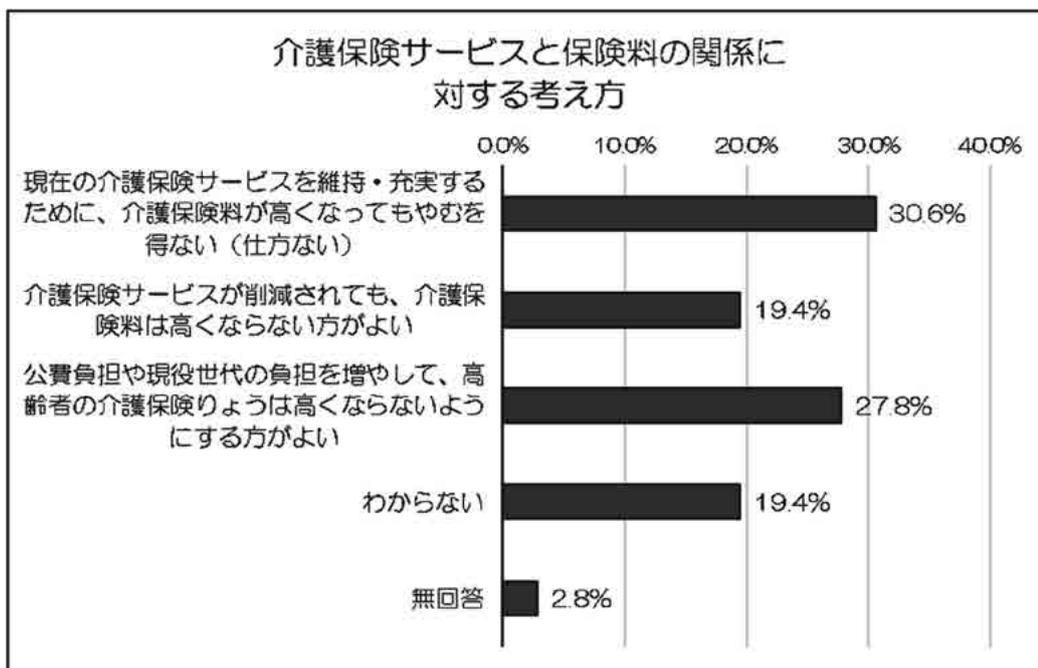
・地域包括支援センターの認知状況



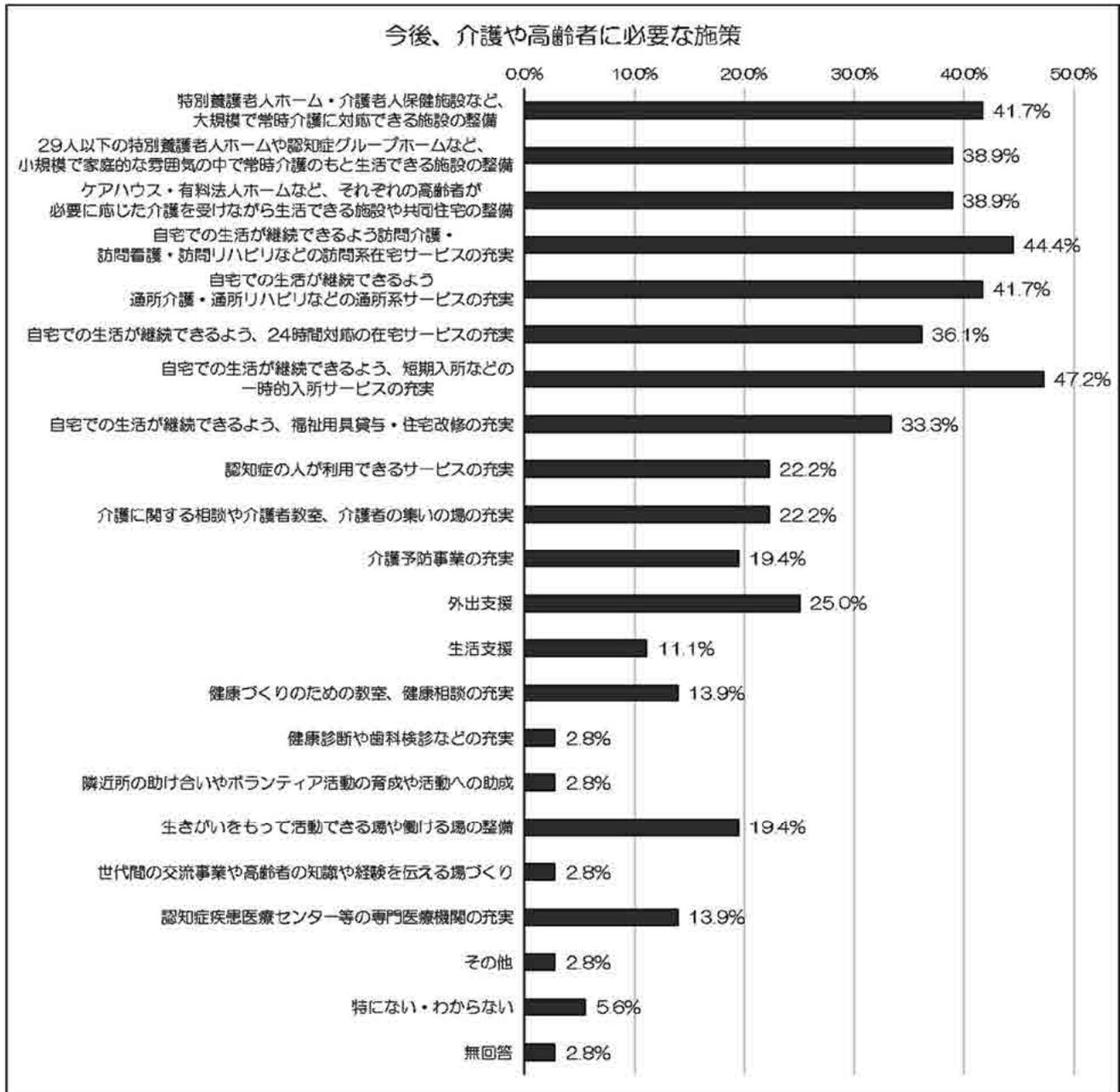
- ・今後、地域包括支援センターに力を入れてほしい事業（複数回答）



- ・介護保険サービスと保険料の関係に対する考え方



・今後、介護や高齢者に必要な施策（複数回答）



長和町高齢者福祉計画
第9期介護保険計画
(2024年度～2026年度)

2024年3月

編集・発行
長和町役場 町民福祉課

